

フランスの NATO 統合軍事機構 離脱とドゴールの同盟政策

山 本 健太郎

はじめに

第一章 ドゴールの同盟政策

- (一) 仏米英「三頭体制」の提案
- (二) 六六年以前の「部分的」離脱
- (三) 統合化に対するアンチテーゼ

第二章 NATO 統合軍事機構離脱過程

- (一) 離脱への動きと米国の対応
- (二) 統合軍事機構離脱
- (三) 駐独フランス軍を巡る仏米独トライアングル

第三章 ドゴール外交と多極化の模索

- (一) ドゴールのソ連訪問
- (二) ドゴール外交と同盟政策の帰結

おわりに

はじめに

北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization=NATO）は一
九四九年四月、「ソ連の脅威」に対抗するために創設されたが、フランス
は六六年七月にその統合軍事機構（Integrated Military Organization）から
の離脱に踏み切り、NATO は大きく動揺した。同盟関係を破棄せず、加
盟国と協議を経ないまま、統合軍事機構という軍事部門から離脱するこ
うした動きは、シャルル・ドゴール仏大統領によるいわゆる「NATO 改革
（Reform of NATO）」実現に向けての単独的な行動であった、と位置づけ

ることができるかも知れない。米国を含む同盟国は、フランスが「NATO改革」に関する具体的な提案を行わないにもかかわらず、一方的に離脱をしたことについて強い非難をした。当時 NATO 事務総長であったプロシオは、「[NATO改革について] フランスから計画も提案も受けなかった」と述べ、フランスの単独的な行動を嘆いていた⁽¹⁾。またポーレン駐仏アメリカ大使は、ケネディ政権以降の交渉記録を洗い直した上で、「ドゴールが『NATO改革』について米国や同盟国と交渉する意志を持っていなかったことは明らかである」と述べている⁽²⁾。

「NATO改革」は、当時ドゴールによって同盟諸国に主張されていたもので、他の同盟諸国は必ずしもその必要性を共有していなかった。そのため、フランス以外で「NATO改革」の主張を積極的に行っていた加盟国はなかった。つまり、この「NATO改革」の主張とは優れてドゴール固有のものであった訳である。ドゴールは五八年の政権復帰以後、頻繁に「NATO改革」の必要性を主張してはいたが、上述のプロシオやポーレンなどの発言に見られるように、その全体像は明確なものではなかった。五八年九月に提案された仏米英「三頭体制 (Tripartisme)」の構想を米英に拒絶されて以降、ドゴールは統合化された同盟体制を改革する必要があると述べるのみで、具体的な改革案を提示することはなかったからである。そのため他の同盟諸国は、フランスへの対応に苦慮することになる。フランスの外相ミュルビルは、フランスが具体的な提案をせずに単独的な行動を採る理由について、すでにフランス地中海艦隊の離脱など「部分的な」

(1) Bozo, Frédéric, “Chronique d’une décision annoncée: le retrait de l’organisation militaire (1965-1969)”, in Maurice Vaisse et al. (eds.), *La France et l’OTAN 1949-1996*, Brussels, Complexe, 1996, p.333.

(2) *Foreign Relations of the United States (thereafter FRUS)*, 1964-1968, Vol. 13, p.351.

離脱を行っていた六三年秋、ラスク米国務長官との会談で、「他の同盟諸国は本質的な変化を望んでいないので、提案をすることは無意味である」と率直に語っている⁽³⁾。

ドゴールの「NATO改革」は仏米英「三頭体制」の提案以降、こうしたフランスの姿勢もあり曖昧なものになっていた。だが、ドゴールが同盟政策を遂行する際、「NATO改革」は常にその目的として掲げられており、ドゴール政権期を通じて見られた米国を中心とする同盟諸国とフランスの対立も、「NATO改革」などを中心とした「同盟のあり方」への認識の違いが原因の一端となっていた。フランス政府は六六年の統合軍事機構からの離脱の際、他の同盟諸国が「現状維持的志向」であり、「NATO改革」に賛同が得られなかったことを単独的な行動を採った理由として挙げてい⁽⁴⁾る。また、先に見た米国政府の「具体的な提案がなかった」、という批判に対してミュルビル外相は六三年秋の時点とは異なり、「五八年以来、繰り返し何度も述べてきた」と反論している⁽⁵⁾。この発言の変化は、フランスの単独的な行動を正当化するためのものと捉えることができるが、いずれにしても「同盟のあり方」を巡ってフランスとその他の同盟国との間に共通の理解が存在していなかったことは確かであろう。

そこで本稿では「NATO改革」をキータームに、ドゴールの同盟政策とはどのようなものであったのかという点について、フランスのNATO統合軍事機構離脱の分析を通じて明らかにしていく。こうした具体的な事例を分析することで、ドゴールの同盟政策、「NATO改革」の内実をより明確にすることができると思う。先行研究では、フランスのNATO統

(3) Bozo, “Chronique d’une décision annoncée”, p.333.

(4) *Documents Diplomatiques Français (thereafter DDF)*, 1966, Tome1, p.432.

(5) Newhouse, John, *De Gaulle and the ANGLO-SAXONS*, London, Andre Deutsh, 1970, p.281.

合軍事機構離脱について、フランスの離脱によってNATOの同盟体制が変化したという事実関係を中心に考察されている。またこれまで多くの研究者が、ドゴールがフランスの統合軍事機構離脱において、軍事ではなく政治的な目的を重視していたことを指摘している。

米欧関係の研究者であるフレデリック・ボゾは、フランスの統合軍事機構離脱と同時期に行われた訪ソが、東西関係の変容、つまり米ソ二極体制を打破するという意図を持って試みられた点について考察している。⁽⁶⁾ 筆者も多くの点でボゾの分析と一致するが、他方、彼の分析では、特に「三頭体制」以降のドゴールによる「NATO改革」の特徴について詳細な検討がなされていない。そのため、フランスのNATO統合軍事機構離脱と、曖昧化した「NATO改革」の主張との関係について必ずしも明確に論じられていないのである。その他の統合軍事機構離脱についての先行研究でもボゾの分析と同様に、こうしたドゴールの「NATO改革」の内実、および米国主導の統合化という概念との関係について、十分に考察が行われている⁽⁷⁾とは言い難い。このような学界の状況は、ドゴールの「NATO改革」の主張が曖昧であったことと共に、実際にはレトリックとしての側面を含んでいたことに起因していると見ることができる。

だが、ドゴールの「NATO改革」の主張には、曖昧性の中にも彼の同盟政策における「狙い」が凝縮されており、特に単独的な行動を採る原因、つまり他の同盟国との対立に繋がる要因も含まれていた。ドゴールの「NATO改革」の主張は、本質的に米国との同盟運営における対等性を求めたものであり、米国主導の統合化における「支配的志向」とは相容れ

(6) Bozo, Frédéric, *Two Strategies for Europe: De Gaulle, the United States, and the Atlantic Alliance*, Lanham, Roman & Littlefield, 2001.

(7) 例えば, Harrison, Michael M., *The Reluctant Ally: France and Atlantic Security*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1981.

ないものであった。それ故、筆者は、ドゴールの「NATO改革」の内実を詳細に検討し、米国主導の統合化された同盟体制との関係に焦点を当てることで、ドゴールの同盟政策における目的とその特質をより鮮明に描き出すことができると考えるのである。

またさらに指摘しておくべきことは、日本の学界でのフランス外交史研究において、フランスのNATO統合軍事機構離脱について全面的な分析を行った文献がないことが挙げられる。例えば川嶋周一は、ドゴール外交を軸に六〇年代のNATO、EEC、独仏関係の推移と欧州国際政治秩序の関係を見事に分析しており、その中でフランスの統合軍事機構離脱について述べている⁽⁸⁾。だが、統合軍事機構離脱について掘り下げた考察を行っていないため、離脱におけるドゴールの目的、さらには離脱を巡る仏米関係について十分に論じられているとはいえない。

以上のような問題関心、学界の状況から、本稿ではドゴールの「NATO改革」、米国主導の統合化という概念に基づく同盟政策、同盟体制について分析し、この仏米両政策の関係に焦点を当て考察をしていく。そして、こうした体系的な考察からフランスの統合軍事機構離脱について検討を行う。このような検証によって、ドゴールの同盟政策とはどのようなものであったのか、フランスの統合軍事機構離脱という単独的な行動に結びついた仏米両国における対立の背景には何があったのか、という点について理解を深めることができるであろう。

本稿では上記のような問題関心に基づいて、統合軍事機構離脱を巡る仏米関係を軸に、西独、ソ連との相互関係も含めた検討を行う。考察の対象となる時期は、主にフランスのNATO統合軍事機構離脱への動きが顕在化した六五年春から、統合軍事機構離脱以後、フランスとNATOの協力

(8) 川嶋周一『独仏関係と戦後ヨーロッパ国際秩序：ドゴール外交とヨーロッパの構築 1958-1969』創文社、2007。

関係について一定の結論を迎えた六七年夏頃までとする。

第一章では、第一節で、五八年九月にドゴールが提案した仏米英「三頭体制」について考察する。「三頭体制」はドゴールの「NATO改革」において、その後の状況と比べた場合、唯一具体的な提案といえるものであった。この「三頭体制」におけるドゴールの目的を詳細に検討することによって、ドゴールの「NATO改革」、同盟政策についての分析を深めていく。第二節では、六六年のNATO統合軍事機構離脱以前の「部分的」な離脱（五九年の地中海艦隊の離脱、六三年の大西洋艦隊の離脱など）について考察を行う。そして、これらの行動が優れて政治的なものであり、六六年の統合軍事機構離脱と類似するものであった点を指摘する。第三節では、米国主導の統合化された同盟体制について、政治的・軍事的な側面を整理しつつ考察を行い、統合化を巡る仏米両国の対立点を検証する。そして、ドゴールの同盟政策が、米国主導の統合化に対するアンチテーゼという概念を基点として、フランスの対外政策における自立性の回復という国家レベル、⁽⁹⁾「ヤルタ体制」の変革、「独自の欧州」の実現という国際政治構造レベルへの目的を同時並行的に意図していた点を論じていく。

第二章では、フランスのNATO統合軍事機構離脱の動きについて検証を行う。第一節では、六五年春以降ドゴールにより水面下で着手された統合軍事機構離脱への動きと、米国の対応について考察する。第二節では、六六年三月、公式に離脱を表明して以降、具体化したフランスの動きを中心に分析を行う。そして、この離脱への動きが、主導国である米国との関係を調整するためのものであった点を論じていく。第三節では、駐独フランス軍を巡り、激しい交渉を繰り返した仏米独三国関係について考察を行

(9) ヤルタ体制とは、一九四五年、ソ連のヤルタで米英ソ首脳会談により決定された戦後秩序のことである。この会談に戦勝国であるフランスは招待されなかった。

う。離脱後の駐独フランス軍の法的地位および NATO との協力関係を巡っては、フランスと米独両国との間で大きな意見の相違があった。この交渉過程を分析することで、米国主導の統合化された同盟体制のどのような側面に対してドゴールが否定的であったのかを検討する。そして、ドゴールが追求した同盟における自立性とは何か、という問題関心について、特に「独自の判断」の維持という方針に焦点を当て詳細に検証していく。

第三章では、これまでの考察を踏まえて、ドゴールの同盟政策について体系的に検討する。第一節では、六六年六月のドゴールによる訪ソについて概観していく。そして、訪ソの目的を検討した上で、ドゴールのデタント政策と同盟政策との相互関係について検証する。第二節では、フランスの NATO 統合軍事機構離脱後の同盟体制について、仏米関係に焦点を当て分析する。まず、フランスの統合軍事機構離脱を受け、米国主導によって強化されることになった NATO の体制について考察し、次に、フランスの離脱により欧州の安全保障環境にはどのような影響があったのか、という点について検討する。そして、ドゴールの同盟政策と「NATO 改革」との関係について検証し、米国の「支配的志向」、米国を含む他の同盟諸国の「現状維持的志向」を受け、「NATO 改革」実現の不可能性を認識したドゴールが、統合軍事機構離脱という単独的な行動を採った背景について論じていく。最後に、ドゴールの同盟政策の帰結を分析し、どのような意義があったのかという点について、ドゴール外交の限界性を指摘しつつ検討をしていきたい。

第一章 ドゴールの同盟政策

(一) 仏米英「三頭体制」の提案

一九五八年六月、ドゴールが政権に復帰した当時の国際政治環境は大きな変容の最中にあった。変容とは主に、核戦力における米国一国優位の変

化、欧州の復興、「ソ連の脅威」の低下などを挙げるができる。ドゴールは現状の NATO が、こうした戦略環境の変化に十分に適応できていないと認識していた。ソ連の核戦力増強により米国の「一方的抑止」という状況が終焉したことで、戦後復興を遂げたフランス並びに欧州諸国が米国とより対等な形で同盟運営に携わるべきである、と考えたのである。そのため、彼はその政権在任期間（一九五八年六月から六九年四月）を通じ、米国を中心に加盟国に対して「NATO 改革」の必要性を一貫して主張することになる。

ドゴールは「NATO 改革」の最初の試みとして、五八年九月、仏米英三カ国による「三頭体制」の創設を米英両国に提案する⁽¹⁰⁾。ドゴールを中心にミュルビル外相など側近との協議を経て作成された文書は、米国のアイゼンハワー大統領と英国のマクミラン首相に送付される。その主な内容は以下のようなものであった。

「大西洋同盟によって行動することが想定されていた地域は、もはや政治的、戦略的な現実に適応できていない。(中略) NATO のような北大西洋地域における安全保障に限定されている体制では、今日の世界的な情勢に適応できないと考えられる。(中略) 米国の核独占という状況が長きにわたり認められてきたことは確かであり、そのような事実は世界的規模の防衛における決定を米国政府が取り仕切ることを正当化したように見えた。しかし、この点についても、現状において正当化できなくなっていることを認めなくてはならない」

「フランスは現在のような NATO の体制が自国と自由世界における安全保障の条件に合うとは考えていない。世界的なレベルでの政策や戦略の形

(10) ドゴールの提案した「三頭体制」については、川嶋、前掲書。

成のため、米国、英国、フランスによって構成される体制を創設する必要があるように思われる。(中略)この体制は、特に核兵器の使用に関する戦略計画を作成することになるであろう。その結果、事前に実行される地域を想定し、組織的な対応を採ることができるのである⁽¹¹⁾」

「三頭体制」は大使級の常設機関によって運営され、主に北大西洋条約で規定されたNATOの防衛範囲を越える地域に対する戦略協議の実現、西側全体の核政策の協議・決定を行うことが想定された⁽¹²⁾。この「三頭体制」の実現によってドゴールは、フランスの国際政治における影響力を回復し、西側同盟内での対等な地位を確保しようと考えたのである。ドゴールは、五八年六月のレバノンでの紛争における米英のオペレーションの際、事前に協議を受けなかったことに強い不快感を持っていた⁽¹³⁾。なぜならば、米国はレバノンへ軍事的な展開をする際、仏領土内の米軍基地を使用しており、これらの地域紛争の拡大によって、フランスも戦闘に巻き込まれる可能性があると考えたからであった。こうしてドゴールは、「三頭体制」のような協議・決定機関を創設する必要性に対する認識を深めていく。だが米英両国は、「米英仏の三カ国が、NATOの将来を決定するという印象を与えることは避けなくてはならない」との理由から、ドゴールの提案に対して

(11) *FRUS*, 1958-1960, Vol.7, pp.82-83. グロセール, アルフレート, (土倉莞爾[他]訳)『欧米同盟の歴史 下』法律文化社, 1989, 289-290頁。

(12) *FRUS*, 1958-1960, Vol.7, p.99. 一九五八年一二月, 仏米英三カ国による大使級会談で, アルファン駐米フランス大使は, 仏米英で「三頭体制」を創設する理由として, 「この三カ国の国益は, その他の一二カ国と比べて広い範囲にわたり, 米英は核保有国であり, フランスも数ヶ月後には核保有国になるからである」と答えている。*Ibid.*, p.131.

(13) Vaïsse, Maurice, “Aux origines du mémorandum de septembre 1958”, *Relations internationales*, n° 58, p.259.

消極的姿勢を示す。⁽¹⁴⁾一〇月二〇日、アイゼンハワーはドゴールに対し以下のように返答している。

「我々は、他の同盟国やその他の自由世界の国々に対して、死活的な利益に関わる重要な決定が彼らの関与しないレベルで下されるという印象を与える、如何なる体制も許容することはできない⁽¹⁵⁾」

実際にイタリア、西独などその他の加盟国は、「三頭体制」に対して明確に反対の姿勢を示した。また米国にとっては、自国の核政策に他国が関与することを防ぐという点からも、ドゴールの提案へ反対する必要がある。このように米国は核政策について、同盟内での独占的地位を維持し続けることを重視していたのである。

それでは、「三頭体制」を掲げたドゴールの同盟政策には、どのような特徴があったのであろうか。主に、次の二点を挙げることができるだろう。第一に、米国との対等な同盟関係の実現を目指していたことであり、その際には、フランス並びに欧州の国際政治における発言権の確保を意図していたことである。ドゴールは、「三頭体制」において欧州の利益を代表するのはフランスであると認識していた。英国は欧州経済共同体 (EEC) に加盟していないことや、米国との密接な関係、英連邦を重視していることなどから、ドゴールから見て真の意味で欧州を代表する勢力ではなかった。こうした、フランスと欧州の利益を同一のものとして外交政策を展開していく手法は、その後のドゴールの同盟政策にも受け継がれていくことになる。第二に、米英との核政策を中心とする政策協調を、交渉によって模索していたことである。この時点では、後に見られるような単独的な行動で

(14) *FRUS*, 1958-1960, Vol.7, p.101.

(15) *Ibid.*, pp.108-109. グロセル, 前掲書, 291頁。

はなく、米英との交渉によって「NATO改革」を実現する姿勢を見せていた。

またドゴールは統合軍事機構に象徴される、米国主導の統合化された同盟体制に対する不満についても「三頭体制」の交渉過程で述べている。五八年九月、パリでのダレス米国務長官との会談でドゴールは以下のように語った。

「現状のような、米国の指揮下に加盟国の兵力が統合されている NATO の構成について、フランスは不満を持っている。なぜならこのような構成では、NATO の政策は実質的に米国の政策によって成されることになるからである。(中略) フランスは自身の防衛に関わる基本的な決定権を持たないまま、西側防衛体制全体における道具となっていると感じている⁽¹⁶⁾」

以上のようにドゴールは政権復帰当初から、対等性から程遠い、米国主導の同盟体制に強い不満を持っていたのである。この統合軍事機構を中核とする米国主導の統合化された同盟体制については、後ほど詳細に検討していきたい。

「三頭体制」の提案にはその後のドゴールの同盟政策との関連において、継続と変化の両面が存在していた。米国との政策決定における対等な関係を目指すことや、フランスおよび欧州の国際政治における発言権の確保、米国主導の統合化された同盟体制に対する批判については、「三頭体制」の提案以降も継続してなされていく。だが他方で、「三頭体制」での米英との交渉によって核協調の可能性を模索する姿勢と、その後の単独的な行動によって米国と距離を採る動きの間には少なからず変化を見ることがで

(16) *Ibid.*, p.150.

きる。特に六二年以降、核政策を巡って仏米の対立は顕在化し、交渉による解決の余地は次第に狭まっていった。ボゾは、「三頭体制」におけるドゴールの中核的な目的は仏米英三カ国による核協調であったと分析している⁽¹⁷⁾。この「三頭体制」を巡る交渉は六二年前半まで行われたが、最終的に実現することはなかった。米英による「三頭体制」の拒否によって、核政策という安全保障における「死活的な」分野での協調が現実的なものではなく、ドゴールは米英との交渉に対する意欲を低下させていく。つまり事実上、西側同盟内の核政策を独占する米国と核の分野における協調ができない限り、本質的な対等性の実現は難しいと考えたのである。その結果、ドゴールは元々否定的であった米国主導の同盟体制への批判を強め、単独的な同盟政策へと比重を傾けていくことになる。

既述したように、「三頭体制」以降ドゴールは、「NATO改革」に関する具体的な提案を行うことはなかった。こうしたドゴールの「NATO改革」に対するスタンスが、本稿の「はじめに」で採り上げたポーレン駐仏アメリカ大使による、「ドゴールが『NATO改革』について米国や同盟国と交渉する意思を持っていなかったことは明らかである」という発言に繋がったといえるであろう。ポーレンの発言は基本的に「三頭体制」以降のフランスの姿勢に当てはまる訳であるが、米英による「三頭体制」の拒否はフランス側からすると、それ以降の単独的な行動を正当化させるための、アリバイのようなものとなる。つまりドゴールにとって「三頭体制」の提案は、実現することが望ましいが実現しない場合、こうした交渉への姿勢をエクスキューズとして、単独的な行動を正当化するための「口実」とすることができたのである。その意味で、「三頭体制」の提案についても、その後の「NATO改革」の主張と同様に、一定の範囲でレトリックの側

(17) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.18.

面が含まれていたと見ることもできよう。

以上のように、ドゴールの「NATO改革」の主張は、本質的に主導国である米国との対等性を求めたものであった。しかし、「三頭体制」を中心とする仏米両国の安全保障を巡る議論の過程において米国の「支配的志向」が露わになり、実現の困難性が明らかになっていく。「三頭体制」を巡る交渉はアイゼンハワー政権からケネディ政権に引き継がれることになるが、ドゴールの交渉への意欲は米英との議論を重ねるごとに低下していき、こうした推移と反比例するような形で、米国主導の統合化された同盟体制に対する批判は強まり、単独的な行動が顕在化していくのであった。これにより、「NATO改革」の主張についても優れてレトリックとしての側面を強めていく。そして六〇年代前半以降、各国に認識された「ソ連の脅威」の低下の進展は、「三頭体制」の交渉決裂以降のドゴールの同盟政策へと大きく反映されることになり、その構想をよりダイナミックなものにするのであった。

(二) 六六年以前の「部分的」離脱

この節では、ドゴールによる単独的な同盟政策であった「部分的」離脱（地中海艦隊・大西洋艦隊の離脱）について検討し、後に行われる統合軍事機構からの完全な離脱との類似性、関連性について考察していく。

一九五九年三月、ドゴールは「三頭体制」の提案に対する米英両国の消極的な姿勢を受け、NATO指揮下に配置されていたフランスの地中海艦隊を離脱させる⁽¹⁸⁾。その際、フランスと同盟諸国との間で事前の協議は行われなかった。フランスによる地中海艦隊離脱の公式の理由は、当時、対外政策上の重要課題であったアルジェリア戦争にフランスの地中海艦隊を対

(18) さらにその後、フランスは米国に対して仏領土内での核弾頭の持ち込み拒否を通告する。

応させるためというものであった。⁽¹⁹⁾しかし、六二年にアルジェリア戦争が
終結した後も、フランスは地中海艦隊を NATO の指揮下に再び配置する
ことを拒否する。その結果、フランスの地中海艦隊は、有事においても
NATO の指揮下には配置されず、常時フランスの指揮下におかれること
になった。

フランスの地中海艦隊離脱の動きは、軍事的というよりもむしろ政治的
な側面の強いものであった。これまで地中海艦隊は NATO の指揮下に配
置されてはいたが、平時には NATO による指揮権は存在せず、有事にお
いても指揮の移動は自動的なものではなかった。六〇年二月にはフランス
と NATO の間で協定が結ばれ、有事の際、地中海地域において軍事協力を
する旨ガイドラインが作成されている。⁽²⁰⁾そのため、フランスの地中海艦
隊が NATO の指揮下から離脱したとしても、軍事的な影響は限定的なも
のであった。米 국무省はフランスの地中海艦隊の離脱について、「軍事的
なものではなく、政治的・心理的な影響がある」と分析している。⁽²¹⁾

NATO 欧州連合軍最高司令部 (Supreme Headquarters Allied Powers
Europe=SHAPE) は、五八年から六〇年にかけて東西の緊張を高めたベル
リン危機の際、仏領土内の米軍基地における核搭載戦闘機の使用可能性
についてフランスに打診したが、フランスはこれを拒否する。⁽²²⁾また五〇年
代後半、欧州連合軍最高司令部はソ連の空軍、ミサイルの脅威に対応する
ため、NATO 同盟諸国間の防空システムを統合することを計画していた。
五八年、NATO の軍事委員会は「統合防空」というコンセプトにより、
この政策を推進することになる。しかし六〇年、フランスは自国の空軍を

(19) *FRUS*, 1958-1960, Vol.7, p.185.

(20) Harrison, *op. cit.*, p.138.

(21) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.45.

(22) Harrison, *op. cit.*, p.135.

NATOの防空システムに統合することについては拒否し、駐独フランス空軍など限定的にNATOのシステムに統合するに留めた。⁽²³⁾そして、攻撃命令の権限は駐独フランス空軍についても保持し続けることによって、自動的にソ連との戦闘に介入する状況を回避する。

また六三年六月、フランスはNATO大西洋海軍司令部と英仏海峡海軍司令部に配置されていたフランスの艦隊を、事前の協議を経ないまま単独的に離脱させる。⁽²⁴⁾当時フランスは、大西洋海軍司令部と英仏海峡海軍司令部に合わせて、駆逐艦二隻、潜水艦五隻などを配置していた。フランスの動きは同盟国を少なからず動揺させたが、地中海艦隊離脱の際と同じように、その後フランスとNATOは協定を結び（六四年四月）、協力関係は維持されることになる。米国政府はフランスの離脱による軍事的影響について、地中海艦隊の際と同様に限定的なものであると判断している。⁽²⁵⁾

大西洋艦隊などの離脱によってフランスは全海軍を常時、自国の指揮下におくことになり、漸進的かつ単独的に統合化されたNATOから距離を採っていく。その結果、フランスのNATOに対する軍事的貢献は低下していった。政治学者のマイケル・ハリソンは、地中海艦隊、大西洋艦隊離脱後のフランスとNATOの関係は、六六年の統合軍事機構離脱後の関係と類似するものである、と述べている。⁽²⁶⁾彼の指摘する類似性とは、地中海艦隊などの「部分的」離脱も、後に考察する統合軍事機構離脱も、NATOの指揮下から離脱した後にフランスとNATOは協定を締結し、軍事的な協力関係は維持されることになったという点である。このことは、フランスの一連の単独的な行動が、米国主導の統合化された同盟体制から距離を採

(23) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.46.

(24) *DDF*, 1963, Tome2, pp.140-141.

(25) *FRUS*, 1961-1963, Vol.13, pp.775-776.

(26) Harrison, *op. cit.*, pp.136-137.

るための、優れて政治的なものであったことを示しているといえよう。

(三) 統合化に対するアンチテーゼ

前節で見てきたように、米英両国の「三頭体制」への消極的な姿勢を受け、フランスによる NATO から距離を採る動きは漸進的に推進されていく。こうしたドゴールの同盟政策を理解する上で鍵となるのは、彼の多極的な国際政治観と、米国主導の統合化された同盟体制へのアンチテーゼという概念である。ドゴールの国際政治観の中核は、欧州における伝統的な勢力均衡（バランス・オブ・パワー）的思考によって成されていた。そしてこの勢力均衡についても、対立関係が固定的な現状の二極体制ではなく、多極体制こそが安定的な秩序であると認識された。多極体制では、同盟の組み替えなど選択肢が増し外交が活発化することによって、二極体制に見られる危険かつ硬直的な対立関係を緩和させることが可能になると考えたのである。また、ドゴールは統合化された同盟体制について、他国に決定を委ねることで自国による「独自の判断」ができなくなり、軍事のみならず政治、経済、文化においても主導国に依存することになるとして否定的に捉えていた。

ここで改めて本稿の分析において重要な位置を占める、米国主導の統合化された同盟体制について考察していきたい。米国主導の統合化された同盟体制とは、ソ連という「共通の脅威」に対抗するため NATO を通じて行われた米国の同盟政策に基づくものであり、先述したように統合軍事機構を中核としたものであった。⁽²⁷⁾ NATO は一九四九年四月四日、米国とカ

(27) 本稿で述べる米国主導の統合化された同盟体制とは、統合軍事機構を通じてという意味でのいわば「狭義」の統合化と、欧州諸国を NATO により深く組み込み、米国に対する依存を深めさせるという意味での「広義」の統合化、という概念を含んでいる。

ナダ、欧州一〇カ国を原加盟国として発足する。その後、ギリシャ、トルコ（五二年）、西独（五五年）が加わり、六〇年代には一五カ国により運営⁽²⁸⁾されていた。また、NATOの方針はコンセンサスにより決定され、全加盟国の同意を必要とした。

当初、NATOには恒常的な司令部・司令官は存在せず、緩やかな同盟体制を採っていた。その点で、伝統的な同盟との大きな差異は存在していなかったといえる。しかし、五〇年六月、北朝鮮による韓国への侵攻から勃発した朝鮮戦争は、欧州において東西ドイツという類似した戦略環境を持つ西側諸国に大きな衝撃を与えることになる。共産主義の軍事的脅威を深刻に受け止めた西側諸国は、米欧のカップリングの制度化、つまり米国のコミットメントをより確実なものにするため、同盟体制の統合化を推進した。その結果、NATOは米国を欧州に組み込む形で指揮命令統制を構築していき、統合軍事機構を中核とする恒常的に統合化された同盟体制を形成していったのである。

NATOの統合軍事機構は五〇年代前半、数回にわたり改編されていたが、六〇年代には各国の参謀総長による軍事委員会（Military Committee）を最高機関として、欧州連合軍最高司令部、大西洋連合軍最高司令部（Atlantic Command）、海峡連合軍司令部（Allied Command Channel）、米・加地域計画グループ（Canada・U.S. Regional Planning Group）によって構成⁽²⁹⁾されていた。そして、各司令部を通じた恒常的な指揮命令統制を形成し、加盟国間の役割分担を制度化することで、東側の侵攻に対する防

(28) NATOを巡る米欧関係については、Kaplan, Lawrence S., *The United States and NATO: The Formative Years*, Lexington, Kentucky University Press, 1984. 金子讓『NATO北大西洋条約機構の研究：米欧安全保障関係の軌跡』彩流社、2008.

(29) 金子、前掲書、64-65頁。Ismaïl, Lord, *NATO The First Five Years, 1949-1954*, Paris, NATO, 1954, PART2 Chapter7.

衛体制の即応性および効率化を図る。こうした指揮命令統制の形成により NATO 加盟国の軍事力は、常時 NATO の指揮下に配置される戦力、有事に NATO の指揮下に配置される戦力、各国家の指揮下に留まる戦力の三つのカテゴリーに分類されることになった⁽³⁰⁾。このような NATO の統合軍事機構に見られる、平時における指揮権の統合は前例のないものであった⁽³¹⁾。また、制服組のトップである欧州連合軍最高司令官（SACEUR）は常に米国のポストとなっており、在欧米軍の指揮権も兼ねていた。その結果、欧州連合軍最高司令部からの指揮命令統制は米国の意向を強く受けることになり、事実上の強制力となって加盟国に大きな影響を与えることになる。

以上のように、米国主導の統合化された同盟体制は、共産主義の軍事的脅威を認識した欧米諸国が、相互の了解に基づき形成していったものであった。これらは主に、統合化における軍事的な側面であるが、このような軍事面での影響力は、必然的に政治面での米国の欧州における支配的地位に結びついていった。次に、統合化を巡る政治的な側面について検討したい。

欧州諸国にとって米国への過剰な依存は必ずしも好ましいものではなかったが、戦後の荒廃の中、独自の防衛力によってソ連の強大な軍事力に対抗することは困難であり、限られた資源を経済復興に優先的に配分するためにも、米国への依存はやむを得ない選択であった。統合化された同盟体制は、あくまでも米国の「核の傘」を中心とするコミットメントの信頼性を前提としたものであった。しかし、五〇年代後半以降、ソ連による核戦力の急激な増強は、欧州諸国による米国の「核の傘」に対する信頼性を揺るがすことになる。なぜなら欧州諸国の間で、自国（米国）がソ連による核攻撃を受ける可能性があるにもかかわらず、欧州を防衛するために本当

(30) 金子，前掲書，60頁。Ismay, *op. cit.*, PART2, Chapter7.

(31) Ismay, *op. cit.*, PART2, Chapter7.

に核を使用するのか、という疑念が生まれたからである。欧州諸国による米国のコミットメントへの疑念は、六〇年代に入りますます強まり、同盟国の核保有への動き、あるいは米国の核政策に対する関与への要求に繋がっていく。こうした状況の推移は、国際政治におけるいわゆる「政治的多極化」の進行と同時並行的なものであった。

六一年に政権についたケネディは「大西洋共同体 (Atlantic Community)」という概念を掲げ、米欧関係を強化する動きを推進した。大西洋地域における米国の優位を前提に、軍事・経済分野での相互依存の深化を目指したのである。これは「政治的多極化」という状況を受け、緩み始めた米欧関係の結束を再構築するための試みであった。その際 NATO は、「大西洋共同体」実現のための重要なツールとして使われることになる。なぜなら欧州諸国の経済力が回復した結果、米国の経済的影響力は相対的に低下することになり、依然として西側内で圧倒的な規模・能力を誇る軍事力の強調は、米国の欧州における支配的地位を維持する上でその重要性が増したからである。NATO という同盟体制を強化することは、各国の軍事協力を第一義的に NATO のシステムを通じて行うことを再認識させ、米国が懸念していた仏独の緊密化などによる「独自の欧州」への動きを制約することに繋がった。その象徴的な政策となったのが多角的核戦力 (MLF) 構想⁽³²⁾である。

このような同盟体制を正当化させたのは、米欧における防衛の不可分性という認識であった。北大西洋条約第五条に規定されているように、「加盟国に対する武力攻撃は全加盟国への攻撃」と見なされている。米国政府は、米欧における防衛は不可分であり、安全保障上の国益は一致すると主張していた。こうした米国の国益概念は後に見ていくように、ドゴールと

(32) MLF については、Barbier, Colette, “La Force multilatérale”, *Relations Internationales*, n° 69, 1992.

の間で同盟観に対する「認識ギャップ」を生む、大きな要因となっていくのである。

以上のように、米国にとって統合化された同盟体制は、政治的、軍事的に自国のプレゼンスを保証するものであり、欧州における支配的地位を維持する上で効率的かつ効果的なものであった。だが、他方ドゴールにとって眼前の同盟体制は、欧州の米国に対する従属の「証」であった⁽³³⁾。なぜなら、統合化された同盟体制は事前に加盟国の行動を決定づけるため、国家の自立性は限定的になり、しかもそうした調整が最大の軍事的な貢献国である米国の圧倒的な影響力の下、米国の意向（トップダウン）に沿って制度化されるからであった。そのようなシステムでは、米国の一元的コントロールという側面が強調され、欧州は米国の意向に属する単なる客体であると見ることもできたのである。また、このことは欧州諸国にとって同盟運営の際、政策決定過程における実質的な決定権を持たないまま、バードン・シェアリングのみを求められる懸念にも繋がったのであった。このように、米国主導の統合化という概念に基づく同盟体制とは、同盟関係におけるある種の階層構造を実体とするものであり、またそうした非対等性を制度化するものであった。

西側同盟の国益についても先に挙げた米国の認識とは異なり、米欧間で一致しない場合が十分に予想された。同盟を組んでいるといえ個々の国家である限り、各国の国益は戦略環境、地政学的条件、歴史的文脈などから必然的に相違が生じるものであり、そのことは同様に、安全保障における脅威認識の相違にも結びつくのであった。こうした米欧の潜在的かつ顕在的な相違は同盟運営に対して、不可避免的に影響を与えることになる。なぜなら米国主導の統合化された同盟体制は、先に述べたように加盟国の国益、

(33) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, p.241.

脅威認識の一致という概念を重要な存在根拠としていたからである。以上に見てきたように、多元性を尊重する勢力均衡の思考を重視するドゴールにとって、米国主導の統合化は国際政治の複雑性を過度に単純化した概念に基づくものであった。

またドゴールは、現状の同盟体制の維持、および MLF など米国のさらなる統合化を推進する動きには、「ヤルタ体制」という米ソ二極体制を固定化する意図があると考えていた。つまり、冷戦という戦略環境に適応するための同盟体制が、結果としてそのような環境を持続させる役割を果たす、という論理である。ドゴールは「ヤルタ体制」について、欧州の犠牲の下に形成された秩序であり、その行き着く先は、米ソによる戦争が共謀であると警戒していた⁽³⁴⁾。ドゴールにとって、統合化された同盟体制はある意味で「ヤルタ体制」と並ぶ冷戦論理の象徴であった訳である。

ドゴールは、米国の主張する統合化された同盟体制ではなく、伝統的な同盟関係に見られた有事の協力に基づく「相互援助条約」としての軍事同盟を好ましいものであると考えていた。こうした同盟関係は、平時における恒常的な防衛体制を前提とせず、有事の協力にある程度、限定されたものであったため、国家の「行動の自由」が確保し易かったのである。このようにドゴールの同盟政策には、現状の同盟体制を改革し、「行動の自由」を確保することによってフランスの自立性を回復するという、いわば国家レベルの目的が存在していた。

ドゴールは六一年四月一日の記者会見において、統合化された同盟体

(34) Kolodziej, Edward A., *French international policy under de Gaulle and Pompidou*, Ithaca, Cornell University Press, 1974, p.42. またドゴールは、冷戦体制における米ソによる資本主義（自由主義）、共産主義（社会主義）というイデオロギーを対立の根源であるとは考えず、民族国家のナショナリズムを本質的な権力闘争の要素であると理解していた。

制が国家の自助努力を弱め、西側同盟全体の抑止力を低下させる危険性について以下のように述べている。

「欧州諸国は、それぞれ固有の防衛力を持つ権利と義務がある。いかに友好的な国であっても、大国が自国の運命を他国に委ねることは許し難い。また統合化された国々にははや責任がなくなることによって、防衛に対して関心を持たなくなる。その結果、同盟全体の戦力が低下するのである⁽³⁵⁾」

また、五九年一月三日の軍官学校での演説では、国家が軍の指揮権を保持することの重要性について以下のように述べている。

「軍の指揮権というものは、戦場において指揮するということ、すなわち国家の興廃を決定するという至上の責任を担うものであり、もし国家がこの荣誉と義務とを放棄し、フランスのものではない指揮系統の一部でしかなくなれば、政府は国民と軍の前にその尊厳と権威を失うことになるであろう⁽³⁶⁾」

ドゴールは米国主導の統合化された同盟体制では、フランスの防衛体制が弱体化し、自立性も低下すると考えていた。「偉大なフランスはフランスたり得ない」と認識していたドゴールにとって、自立性はフランスの「偉大さ (Grandeur)」を実現する上で必須のものであった。国際政治学者のフィリップ・セルニーは、ドゴール外交における「偉大さ」という概念について、「受け入れ難いリスクを取らず、生存に必要な相互依存の

(35) Gaulle, Charles de, *Discours et Messages (thereafter DM)*, Tome3, p.299.

井上勇『ドゴール外交の分析』時事通信社, 1966, 150頁。

(36) 井上, 前掲書, 147頁。

基盤を壊さずにフランスの自立性、および国際政治的な役割を高めようとする、抑制された試み⁽³⁷⁾」と分析している。

このように、ドゴールはフランスの「偉大さ」を構成する自立性を重視した訳であるが、安全保障の面から見ても同盟国への過剰な依存は、必要な時に同盟が機能しない場合、国家を危険にさらす恐れに繋がり、さらには逆に自国の死活的な利益が絡まない紛争へ、「巻き込まれる」可能性すら想定された。ドゴールの考える自立性とは、こうした米国への過剰な依存に反対するものであり、セルニーが述べているように「必要な相互依存」を否定するものではなかった。つまり、ドゴールは同盟自体や米国による欧州への一定の関与については反対しないが、その運営においてフランスを中心とする欧州の自立に基づく、対等な関係を求めたのである。

ドゴールの同盟政策に大きな影響を与えたのが、国際政治環境における「ソ連の脅威」の低下という状況である。当時、ソ連のフルシチョフ首相は平和共存路線を採っており、西側諸国はソ連の意図がこれまでのように好戦的なものではないと認識しつつあった⁽³⁸⁾。軍事的にも六二年一〇月のキューバ危機以降、米ソの核戦争は「相互の自殺」に繋がり得ることから、そのようなエスカレーションに結びつく紛争はできる限り避ける必要があると理解されるようになっていた。六一年八月のベルリンの壁構築などは、

(37) Cerny, Philip, *The Politics of Grandeur*, Cambridge, Cambridge University Press, 1980, p.4.

(38) 一九五五年七月、アイゼンハワー米国大統領、イーデン英国首相、ブルガーニンソ連首相、フォール仏首相がジュネーブで首脳会談を行ったことで、「ジュネーブ精神」、「雪解け」という言葉に象徴される緊張緩和の動きが見られていた。また五六年二月のソ連共産党大会においてフルシチョフ党第一書記（当時：五八年以降首相を兼任）は、戦争不可避論を否定し、資本主義諸国との平和共存が可能であると述べるとともに、いわゆるスターリン批判を行っていた。

東西関係に大きな緊張を招いたが、その根底にはソ連の「現状維持的志向」が存在すると認識された。また中ソ関係悪化という共産圏内の状況は、ソ連にとって地政学的に西側のみならず東側に対する警戒を強めざるを得なくなったため、間接的に西側諸国の認識における「ソ連の脅威」の低下に結びついていく。

このように西側諸国にとって「ソ連の脅威」は依然として存在しつつも、相対的に低下する。このことはNATO加盟国間にソ連に対する脅威認識の幅を生んだ。ドゴールは他の同盟諸国に先駆けて、六〇年代中盤以降、「ソ連の脅威」の低下という認識に基づいた外交政策を積極的に推進することになる。国際政治学における現実主義者の多くは、同盟とは「共通の脅威」の存在によって形成され、「共通の脅威」の消滅と共に崩壊すると分析している。上記のような状況を受け、「ソ連の脅威」に対抗するために創設されたNATOという同盟体制も、少なからず影響を受けることは避けられなかった。

そして、ソ連への脅威認識と共にドゴールの同盟政策に影響を与えたのが、六二年に顕在化する仏米関係の停滞である。この時期、先述したように、低レベルで交渉が続けられてきた仏米英による「三頭体制」が実現されないことが明確になっていた。また米国政府は同盟国と十分な協議を経ずに、戦略ドクトリンを大量報復戦略から柔軟反応戦略に変更し、この新たな戦略を実効的なものにするため、六二年春には同盟国であるフランスや英国の独自核戦力を公式に批判した。柔軟反応戦略は、紛争が勃発した場合、米国の一元的コントロールによって可能な限り紛争のレベルを限定化させ、核による報復を含む軍事的対応を効率的かつ抑制的に行うというものであった。⁽³⁹⁾ その結果、同戦略遂行の際の不確実性を縮減するため同盟

(39) 柔軟反応戦略については、Stromseth, Jane E., *The Origins of Flexible Response: NATO's Debate over Strategy in the 1960's*, London, Macmillan,

国の独自核保有を制限し、指揮命令統制における米国の管理を強調することから、米国による統合化政策と表裏一体の関係にあると考えられた。

さらに六二年四月、米国政府はフランスの核技術協力の要請を再検討した結果、拒否する方針を改めて確認する⁽⁴⁰⁾。これら一連の出来事はドゴールの対米認識を悪化させ、単独的な同盟政策を推進する重要な要因となった。つまり、米国がフランスなど同盟国と対等な関係を望んでないことが明らかになったことで、フランスは米国との交渉による「NATO 改革」実現の可能性に対して否定的な認識を強めたのである。

また六二年に入り、フランスを巡る内外の状況は好転していた。アルジェリア独立戦争の終結によって（エビアン協定：三月締結）、植民地政策の混乱から脱することになり、フランスの外交政策における「行動の自由」は広がっていった。そして国内政治についても、一二月のフランス国民議会選挙においてドゴール支持勢力が勝利する。フランス経済も EEC 発展の影響を受け良好に推移していた。このように、この時期ドゴールの政権基盤は安定していたのである。

そして、ドゴールの同盟政策推進において重要な役割を果たしたのが、フランスの独自核戦力である。第二次大戦後、一定のレベルで進められていた核研究・開発が、軍事的必要性としてフランス政府、軍部の間で強く認識される契機となったのが、先述したソ連の核戦力増強と米国の「核の傘」に対する信頼性の低下、という戦略環境の変容であった。特に五六年のスエズ危機では、仏英両国の軍事行動に対するソ連の威嚇に対し、米国は協力するどころかソ連と共に仏英を非難する側に回ったことで、フランス政府・軍部は核保有していない国家の無力さを実感することになる。こ⁽⁴¹⁾

1988.

(40) 米国政府はフランスの核開発に従来から否定的であり、フランスへの核技術協力を拒否していた。

の事実、ドゴールの認識における米国への不信、同盟への依存の危険性という概念の構築に大きな影響を与えた。こうした状況を受け、第四共和制末期のガイヤール政権では核開発が積極的に推進され、その後、ドゴール政権においてフランスは初の核実験に成功する（六〇年二月）。このアルジェリアのレガヌで行われた核実験は米国などからの援助を受けない、フランス独自の技術に依るものであった。

本格的な核時代を迎えた六〇年代において、核兵器は国家の国際政治的な地位を左右し得る重要な兵器となる。なぜなら、「死活的な兵器」である核兵器の効用を最大限にアピールすることは、主権国家の自立性という主張に対してある種の実体的な外観を与えることに結びついたからである。フランスの核政策は、いわゆる最小限抑止という概念に基づくものであり、相対的に小規模であっても非脆弱的な核戦力を保持していれば、大国であっても中小国を攻撃することを躊躇するので抑止力が機能する、という論理により構成されていた。米ソ両国と比較した場合、フランスの核戦力は確かに小規模なものではあったが、上記のような理由から、冷戦体制における主導国への依存を拒否する上で、重要な政治的ツールとなったのである。米欧関係の研究者フィリップ・ゴードンは、「核兵器は同盟主導国[米国]による一元化された政策決定の中で、強要を可能にする機能を担っていた」と述べている⁽⁴²⁾。つまり、同盟内における核戦力の独占、「核の傘」の提供という状況が、米国の支配的地位を強化していたということである。かくして、フランスの独自核戦力は、ドゴールが米国の一元的コントロー

(41) 高坂正堯「フランスの核政策」高坂正堯『高坂正堯著作集第七巻』都市出版、2000年、334-335頁。

(42) Gordon, Philip H., "Charles de Gaulle and the Nuclear Revolution", in John Lewis Gaddis et al. (eds.), *Cold War Statesmen Confront the Bomb*, Oxford, Oxford University Press, 1999, p.227.

ルを批判し同盟から距離を採る政策を遂行する過程において、不可欠ともいえる役割を果たすことになる。

こうした内外の戦略環境の変容により、米国への依存を低下させることが可能となったことで、ドゴールにとって現状の同盟体制を改革する肯定的な状況が生まれていた。欧州における戦略環境の変容を受け、フランス、米国は共にその情勢に適應するための新たな政策を模索した訳であるが、米国は統合化された同盟体制による支配的地位を維持、強化しようと試み、他方ドゴールは「政治的多極化」の流れを受け、米国主導の同盟体制に對抗しようと考えたのである。

こうして、ドゴールは同盟政策における単独的な側面を強めていく。ドゴールの政策は、後ほど詳細に検討していくが、米国主導の統合化に対するある種の「弛緩化」を志向したものであり、その政策は東西相互の脅威認識を低下させつつ、NATO並びにワルシャワ条約機構の両同盟体制における統合化を緩めていくことによって「独自の欧州」を実現していく、というものであった。そして、現状の米ソ二極体制とは別の勢力均衡である多極体制を作り出そうと考えたのである。かくしてドゴールの推進する同盟政策は、特に六二年以降、フランスの自立性の回復という国家レベルのみならず、米国主導の統合化に対するアンチテーゼという概念を基点に「独自の欧州」の実現、さらには「ヤルタ体制」の変革という国際政治構造レベルをも視野に入れた、より体系的な構想へとなっていくのであった。

第二章 NATO 統合軍事機構離脱過程

(一) 離脱への動きと米国の対応

前章で考察したように、ドゴールは一九五八年の政権復帰以降、米国主導の統合化された同盟体制に対するアンチテーゼという概念に基づき、漸進的かつ単独的にNATOの指揮下から距離を採ってきた。本章では、六

五年以降に顕在化する NATO 統合軍事機構からの「完全」な離脱への動きについて考察し、ドゴールの同盟政策においてその離脱劇がどのように位置づけられたのかを検証していく。

五九年の地中海艦隊、六三年の大西洋艦隊など NATO の統合軍事機構から「部分的」な離脱を行ってきたフランスは、六五年の春以降、NATO の統合軍事機構から「完全」に離脱するための動きを本格化させる。六五年五月四日、ドゴールはポーレン駐仏アメリカ大使に対して以下のように語った。

「六九年までに北大西洋条約は改めて精査する必要がある。同盟は必要であるが、現状の形態であるべきかについては確信が持てない。統合については再検討するべきである。また、フランス国内で我々の指揮下でない軍隊、施設についてはもはや受け入れることはできない」

ポーレンはこの発言が、「仏領土内から外国軍の撤退を求めるドゴールの初めての明確な意思表示であった」、と国務省宛の文書で述べている⁽⁴³⁾。そして、「米国政府が仏領土内にある米軍基地の移設について検討する必要がある」と主張した。

ドゴールは四九年に調印された北大西洋条約に基づく同盟関係と、それ以降の冷戦の深化と共に形成された統合軍事機構を区別して考えており、同盟自体には肯定的であったが、米国主導の同盟体制の象徴であった統合軍事機構に対しては批判的であった⁽⁴⁴⁾。ミュルビル仏外相もドゴールと同様、「二つ〔同盟と統合軍事機構〕は全く別のものである」と理解していた⁽⁴⁵⁾。

(43) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, pp.206-207.

(44) *DDF*, 1966, Tome1, p.584.

(45) Bozo, “Chronique d’une décision annoncée”, p.346.

こうした「同盟」と「統合軍事機構」の分割が可能かどうかについては、「全くの別のものである」とするフランスと、「不可分であり分割できない」と考える米国との間で「認識ギャップ」が生じていた。

フランスの NATO 統合軍事機構離脱への動きは、六五年の五月から六月にかけて着手される。このプロセスの全体像は秘密裏に進められ、ドゴール以外にはミュルビル外相、メスマール将軍の他、限られた側近にしか知らされていなかった。⁽⁴⁶⁾ 仏外務省はドゴール、ミュルビルから詳細について知らされることはなかったが、六五年春以降、今後のフランスと NATO の関係に関して幾つかの可能性を想定していた。第一に、六九年に同盟を脱退すること、第二に、NATO の統合軍事機構から離脱すること、第三に、同盟国との協議に基づきフランスの主張に沿った形で「NATO 改革」を果たして、フランスが統合軍事機構に残ることであった。六九年とは、北大西洋条約第一三条に記載されているように、同盟創設から二〇年が経過し加盟国が離脱の旨を通告した後、一年後に同盟を脱退できるという期限の年であった。仏外務省はその後も、上記のような可能性について法的・技術的な問題点を検討していく。⁽⁴⁷⁾

六月一日、ドゴールはエアハルト西独首相との会談で、「我々は米国、西独、イタリア、その他の国々との同盟関係を維持していく。しかし、NATO を維持することはない」と述べ、「大西洋同盟は改革されるべきである」ことを強調した。⁽⁴⁸⁾ 七月一二日、フィンレッター NATO アメリカ大使は、ミュルビル外相との会談についての報告書をラスク国務長官に送る。会談の中でフィンレッターが、「米仏の間に基本的な見解の相違はあるが、米仏首脳はもっとコミュニケーションを取るべきだ」と述べたのに対して、

(46) Harrison, *op. cit.*, p. 142.

(47) Bozo, “Chronique d’une décision annoncée”, pp. 336-337.

(48) Vaïsse, Maurice, *La Grandeur*, Paris, Fayard, 1998, p. 384.

ミュルビルは否定的な返答をしたという。その際にフィンレッターは、「ミュルビルが、ドゴール大統領とジョンソン大統領が会っても好ましいコミュニケーションを取ることはできないと考えているように感じた」、⁽⁴⁹⁾と報告書の中で述べている。このようにフィンレッターが感じたのは、すでにフランスが統合軍事機構離脱へのプロセスに入っていたからであると推測することができる。

六五年七月一二、一三日、米国はNATOの今後の運営について、英国、西独、オランダ、イタリア、ベルギーと個別に二国間協議を行う。米国は今後のフランスの動きに対応するため、加盟国が共通の認識を持つ必要があると考えていた。だが、すでに米国政府内では独自にフランスの動きに対応するための計画作成を進めており、同盟国との協議というよりは報告⁽⁵⁰⁾といった側面の強いものであった。ボール国務次官は、フランスが何らかの行動を取ることは確実であるとして、大西洋同盟は結束して対応すべきであることを強調した。協議の中でボールは、ドゴールによる統合化された同盟体制に対する姿勢を以下のように批判した。

「二つの世界大戦が抑止のため、平時における統合軍事機構の必要性を証明している。フランスは統合ではない古い形の同盟関係を主張しているが、それは我々にとって価値のあるものではない」。⁽⁵¹⁾

ドゴールが主張する統合化に依らない伝統的な同盟関係に対する批判は、米国政府内で共有されていた。安全保障問題担当大統領補佐官のロストウは、「二つの世界大戦から、我々と欧州諸国は教訓を得なくてはならない」

(49) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, p.232.

(50) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.154.

(51) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, pp.233-235.

と述べ、ドゴールの考える同盟関係は、「時代遅れのものである」と語っている。⁽⁵²⁾ またラスク米国務長官も、「過去の惨劇に結びついた百年前の政治に戻ることになる」と述べ、ドゴールの同盟観を批判した。⁽⁵³⁾

八月三十一日、ボールはドゴールとパリで会談する。この会談ではドゴールとボールとの間で、統合化された同盟体制に対する認識の違いが如実に表れることになる。ボールは、「我々は NATO が今日の状況により適応できるよう、あらゆる提案について考察しなくてはならない。しかし、米政府は同盟と統合軍事機構は分割できないと考えている」と述べ、統合化された同盟体制の必要性を主張した。これに対してドゴールは、「統合と呼ばれる従属状態、フランスにとって外国の権限によるそのような状況は、いかに友好的なものでも受け入れることはできない。同盟は攻撃を受けた場合、自国の意志と義務によって共同行動を採るものである。しかし、統合とは防衛に関して外国の権威に従属するものである」と米国主導の統合化された同盟体制への批判を展開し、「NATO 改革」⁽⁵⁴⁾を推進する必要性を強調した。

六五年九月九日、ドゴールは定例の記者会見を行い、現状の NATO の問題点について以下のように語った。

「ある者は独断的な理論によって利益の問題を述べ、我々が人格を消し去り、米国が優越的な影響力を行使する国際的な機構に入り従属するしかない」と主張している。その結果、我々が国連や NATO に参加し、『欧州的な』ものを『大西洋的な』連合の中に溶解されることを望んでいる。しかし、我々はあらゆる従属の枠から外れる。多くの領域において他国と協力する

(52) *Ibid.*, p.371.

(53) *Ibid.*, p.412.

(54) *DDF*, 1965, Tome2, p.279.

のは当然であるが、我々は自身の判断の入る余地を確保する。我々は西側同盟の団結が必要であると思われる限り同盟に留まる。だが、遅くとも六九年という期限までには、外国の権威によって運命づけられる『統合』という従属状態は、我々に関する限り終了することになる⁽⁵⁵⁾」

このようにドゴールは、フランスが米国主導の同盟体制から距離を採るためにNATOを改革する必要性があることを明確に述べた。しかしこの時点でも、北大西洋条約を破棄するのか、NATOの統合軍事機構について改革を求めるのか、といった詳細については明らかにされていなかった⁽⁵⁶⁾。他の同盟諸国はもちろん、実際にはフランスの外務省・国防省でさえも、ドゴールの正確な意図を把握できていなかったのである。ドゴールの発言は多くの場合、意識的か無意識的か「曖昧性」を含んでおり、内外に様々な憶測を生むのであった。

米国政府ではボール国務次官、マクナマラ国防長官、バンディ補佐官らが中心となり、フランスへの対応について協議を行っていた。そして議論の成果を、「フランスとNATO」という文書にまとめる。その内容は以下のようなものであった。

- 1 仏領土内のNATOと米軍の施設についての問題は米仏二国間ではなく、フランスとその他の加盟国という形式で交渉する
- 2 米国は北大西洋条約を遵守し、特に統合軍事機構を強化していく
- 3 米国は統合軍事機構を二国間の防衛コミットメントに代えることを望まない
- 4 仮にフランスが統合軍事機構から離脱した場合、フランスに対する

(55) *DM*, Tome4, pp.382-384.

(56) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.155.

北大西洋条約第五条の防衛コミットメントは精査し直す

- 5 米国はフランスによる「NATO 改革」の要求について検討する
- 6 米国はフランスによる NATO や米軍に対する行動を予測し、我々の方から最初の動きを行うべきではない。しかし、事前に他の加盟国と緊密な協議を続ける
- 7 起こり得るあらゆる事態に対応するために選択肢を検討し、加盟国とどのようなタイミングで共同行動を採るべきかについて準備をする⁽⁵⁷⁾

以上のようにフランスの動向が不確実であったため、米国は幅広い可能性について準備をしておく必要があった。

一〇月に入り、ミュルビル外相はラスク国務長官に対して、「フランスは来春、より正確に言えば恐らく三月頃、NATO に対する立場をはっきりさせる」と述べた⁽⁵⁸⁾。またミュルビルはフランス国民議会で、「六九年までに [NATO は] 改革する必要があるだろう。このことは私から見て特に驚くべき発言であるとは思われない。この七年の間、我々は常に不満を述べ続けてきた」と語っている⁽⁵⁹⁾。「はじめに」で述べたように、六三年秋の段階でミュルビルは「NATO 改革」について、「他の同盟諸国は本質的な変化を望んでいないので、提案をすることは無意味である」と述べていた。こうしたミュルビルの「言い回し」の変化は、統合軍事機構離脱への動きが本格化した結果、フランスの行動を正当化する必要があったため、と見ることができるであろう。

(57) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, pp.253-259.

(58) de Murville, Maurice Couve, *Une politique étrangère, 1958-1969*, Paris, Plon, 1971, p.78.

(59) Newhouse, *op. cit.*, p.281.

翌六六年一月に入ってもフランスの閣僚たちの多くは、依然としてドゴールの意図についてその全体像を把握できていなかった。前駐米フランス大使で、当時外務事務次官であったアルファンでさえ、「ドゴールから『NATO改革』に対する具体的行動への指示は出ていない」と語っている⁽⁶⁰⁾。ミュルビルはこれまでと同様、ドゴールの意図について詳細を述べることなく、外務省内で統合軍事機構離脱を行った場合の法的問題や、さまざまな可能性について個別に検討させていた⁽⁶¹⁾。

(二) 統合軍事機構離脱

一九六六年一月二日、パリにNATO事務総長のプロシオを迎えたドゴールは、「六九年より前、恐らく本年、同盟の修正についての行動を開始するであろう」と述べ、その理由として米国のベトナム戦争に「巻き込まれる恐れ」があることを挙げた⁽⁶²⁾。これは、ドゴールの「NATO改革」が対米関係を念頭においていることを強調したものであった。そして、六六年二月二日、ドゴールは定例の記者会見で、米国主導の統合化された同盟体制を改革するために行動を起こすことを主張する。

「同盟が締結された際の条件が変化した場合、同盟関係も当初の状態であり続けることはできない。新しい条件に法律、条約、同盟は適応されねば

(60) *Ibid.*, p.284.

(61) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.163.

(62) *DDF*, 1966, Tome1, pp.119-120. フランス外交の研究者ウィルフリッド・コールは、「NATO改革」の理由としてベトナム戦争が挙げられていることについて、「長い間、離脱について考慮していたドゴールにとってベトナム戦争という理由は便利な言い分けであった」と述べている。Kohl, Wilfrid L., *French Nuclear Diplomacy*, Princeton, Princeton University Press, 1971, p.253.

ならない。フランスの意志は従属的な軍事機構とは両立し得ない。六九年四月四日の期限まで、フランスは自身に関係する条件についてその修正を続けることになる」

「フランスの土地、空、海、軍隊とフランスに存在するあらゆる外国の要素がフランスのみに属する、主権の正常な状態を回復する。それは分裂ではなく必要な適応である」

さらに米国の核戦力による「一方的抑止」という時代が終焉し、米国の核コミットメントが信頼に足るものではなくなったため、「核保有国となったフランスは自らの責任を担う必要がある」と述べた⁽⁶³⁾。こうしたドゴールの発言は、フランス単独でも同盟体制の改革を進めていく意志があることを表したものであった。また、この会見の少し前にはフランス政府により、ドゴールの訪ソ（六月）が発表されている⁽⁶⁴⁾。

仏外務省は会見の翌日（二二日）、ようやくドゴール周辺から、フランスの対 NATO 政策について具体的な指示を受けることになる。その内容は以下のように、統合軍事機構から完全に離脱するというものであった。

「統合軍事機構はばかげたものである。同盟国と共同で完全な改革ができることが望ましいが、どの国も統合を強化することしか考えていない。そのため改革ができると考えることは現実的ではなく無意味である。このような状況の中、我々にできることは完全なる撤退である」⁽⁶⁵⁾

(63) *DM*, Tome5, pp.17-19.

(64) Gvichiani, Djermeu, “Les relations franco-soviétiques pendant la présidence du général de Gaulle”, in Institut Charles-de-Gaulle, *De Gaulle en son siècle: La sécurité et l'indépendance de la France*, Tome 4, Paris, Plon, 1992, p. 387.

(65) Bozo, “Chronique d'une décision annoncée”, p.339.

三月七日、ミュルビル外相はポーレン駐仏アメリカ大使とドゴールのジョンソン米大統領宛の親書を手交し、公式に統合軍事機構から離脱する旨通告を行った。⁽⁶⁶⁾ またこれに関連して覚書が米国政府にわたされる。その内容は以下のようなものであった。

「現在、同盟の軍事的要素により侵害されている我々の主権を統合軍事機構への参加を取り止めることで回復させる。我々は同盟国が挑発なしに攻撃された場合には共同防衛に参加する」

「四九年当時と比べてNATOを巡る環境は大きく変化した。しかし、NATOは今日的な諸問題に対応できていない。西欧に対する脅威は低下し欧州は復興した。フランスは核を保有した結果、統合については容認できない。米国の核独占という状況が、米ソの核均衡という体制へと変容し西側防衛の初期条件が変化した。さらに今日、国際的な紛争の中心は欧州ではなくアジアとなった。条約締結後に形成された統合軍事機構は、現在多くの問題を抱えており、フランスは統合軍事機構ではこのような状況に対応できないと考えている」⁽⁶⁷⁾

そして、NATOの指揮下からフランス軍を撤退させること、NATOの司令部への参加を終了することを通告し、仏領土内にあるNATOの基地や施設を移設することなどを要求した。

三月九日、フランスの閣僚たちは閣議において説明を受け、ようやく全ての仏省庁が具体的な行動に移ることになる。そして三月一日に、フランス政府は英国や西独などに対して覚書を送付する。それらの覚書には、フランス以外の同盟国が「現状維持的志向」であり、「NATO改革」に賛

(66) *DDF*, 1966, Tome1, pp.381-382.

(67) *Ibid.*, pp.431-433. *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, pp.333-335.

同が得られなかったことが離脱に繋がった旨述べられていた。⁽⁶⁸⁾

さらに、三月二九日に仏外務省より米国など同盟国へ送付された文書では、その要求が以下のように具体的なものとなっていた。

- 1 西独に駐留しているフランス陸軍二個師団と空軍二個大隊を七月一日までに NATO の指揮下から離脱させる
- 2 欧州連合軍最高司令部などの各司令部、NATO 防衛大学からフランスの軍事要員を七月一日までに引き揚げる
- 3 NATO の司令部 (SHAPE, AFCENT) を六七年四月一日までにフランス以外に移転させる
- 4 仏領土内における外国軍 (米軍、カナダ軍) の駐留を六七年四月一日までに終了させる⁽⁶⁹⁾

そして米国に対しては、米軍基地 (陸軍・空軍) に関する協定、パイプラインに関する協定、通信ネットワークに関する協定など二国間協定を破棄する旨通告した。⁽⁷⁰⁾ また西独への文書では、フランス軍の駐留継続の可能性について述べられており、仏独二国間で交渉を開始することが提案されていた。⁽⁷¹⁾ この段階でようやく、フランスの NATO に対する行動について全体像が明らかになる。

一連の文書で示されたフランスの NATO 統合軍事機構離脱の主な理由は、「ソ連の脅威の低下、欧州の復興、フランスの核保有、アジアでの紛争といった新たな状況に、現状の NATO が適応できていない」というも

(68) *Ibid.*, p.432.

(69) *Ibid.*, pp.548-550.

(70) Kohl, *op. cit.*, pp.251-252.

(71) *DDF*, 1966, Tome1, pp.550-552.

のであった。アジアの紛争については、ベトナム戦争に「巻き込まれる」可能性を強調しており、これは六五年に入り米国のベトナムへの攻撃が激しさを増したことを受けてのものであった。また中南米のドミニカ共和国サント・ドミンゴへの米軍による軍事介入なども、米国に対する不信任に繋がっていた。

なぜ、この時期にドゴールが離脱を決断したのかについてより詳細に見ていくと、国内要因としては、第一に、六五年一月に大統領選挙を終えていたことが挙げられる。大統領選挙に勝利し就任二期日が始まっていたことで、ドゴールの外交政策における「行動の自由」は高まっていた。直接選挙により国民の支持を受けたことで、自身の望む政策を遂行し易い状況にあったのである。第二に、ドゴールの年齢の問題（この時、七五歳になっていた）⁽⁷²⁾が挙げられる。ドゴールは後継者に対しても、フランスの独自外交を継続させる必要性を認識していた。そのため、自身の年齢的な問題を踏まえ、独自外交の方向性を確固たるものにするべく、統合軍事機構からの離脱を決定したのではないだろうか。

そして外交政策上の重要な要因として、仏外務省の文書でも述べられていたようにフランスの核戦力整備が順調に推移していたことが挙げられるであろう。年内（六六年）には、核搭載可能なミラージュIV型爆撃機が六二機実戦配備に着くことになっていた。同年七月には水爆実験を行っている。ドゴールは六六年一〇月の記者会見で、フランスの核保有と二極体制との関連について、「フランスの核保有という状況は、二つの覇権国を中心とする勢力圏相互の緊張関係を緩和させる要因になる。フランスがその窒息するような硬直性を断ち切った時、冷戦という危険な状況は霞んでいくだろう」⁽⁷³⁾と述べている。

(72) Gordon, *op. cit.*, p. 234.

(73) *DM*, Tome5, pp. 105-106.

また、フランス外交の研究者モーリス・ヴァイスはこの時期に離脱した理由として、「六二年から六四年頃ではデタントの萌芽は見えてきたが、まだ確証の持てるものではなかった。そのため国家の政策決定者は、大西洋同盟を解体することを望まなかった」と述べ、「ソ連の脅威」の低下が明確なものとなった六六年に入り、ようやく離脱への環境が整ったことを指摘している。⁽⁷⁴⁾

フランスは NATO の統合軍事機構からは離脱するが、北大西洋条約第一三条に規定されている脱退措置は適応しないことを決定する。こうしたフランスの同盟政策はその後の NATO との関係からすると、米国主導の統合化された同盟体制ではない、国家間の協調というドゴールが主張していた伝統的な同盟関係に近いものとなった、と見ることができよう。フランスは、「同盟国が挑発なしに攻撃された場合には共同防衛に参加する」ことを明確にしていた。このようにドゴールは、北大西洋条約に基づく共同防衛義務については一貫して肯定的であったのである。六三年秋、ケネディ大統領の葬儀の際に行われたジョンソンとの短い会談の中で、ドゴールは共同防衛義務の遵守について以下のように語っている。

ドゴール「重要なことはフランスが何らかの攻撃を受けた場合、米国の援助があることを信頼できるということだ。同様に米国が戦争を行う際、フランスは自身の保持する手段と共に米国側につく」

ジョンソン「フランスが米国と共にあることは、キューバ危機におけるフランスの姿勢が証明している。また米国が同盟国に対する共同防衛の義務を絶対的に遵守することについて、ドゴール大統領が理解していることを私は確信している」⁽⁷⁵⁾

(74) Vaïsse, *La Grandeur*, p. 383.

(75) *FRUS*, 1961-1963, Vol. 13, pp. 788-789.

米務省はフランスが同盟国との協議を経ないにも関わらず、単独的に統合軍事機構からの離脱を行ったことに対して強い不満を持っていた。ポーレン駐仏アメリカ大使は、「フランスの行動は北大西洋条約に違反するものである。米仏関係は非常に厳しいものになるであろう」と述べ、激しい口調で批判した。⁽⁷⁶⁾この「違反」という言説は、「同盟」と「統合軍事機構」は不可分なものである、という理解から導かれたものであった。また国務省の一部は、フランスに対して強硬な姿勢で臨むことを主張しており、「フランスに対する防衛コミットメントを公式に撤回するべきである」という意見さえも出されていた。⁽⁷⁷⁾他方、国防総省は、マクナマラを中心にフランスに対して冷静に反応をすることを求めた。マクナマラなどはこの機会に、米国の軍事費負担を軽減させ、同盟国にさらなるバードン・シェアリングを促すべきであると考えていたのである。

このように米国政府内では、フランスへの対応を巡って様々な意見が交わされていたが、ベーター大統領補佐官によるジョンソン大統領への文書が、ジョンソンの最終的な判断に影響を与えていた。その内容は以下のようなものであった。

「統合軍事機構を離脱した結果、フランスに対して北大西洋条約に基づく防衛コミットメントを受けることができない旨通告するという意見は現実的ではない。カナダからの攻撃の際、ケンタッキーを見捨てると言っているようなものだ。西独をロシアから守れば、フランスを守ることを避けることはできない。これは宥和ではない。ドゴールに宥和しても意味がない。我々は、NATOの統合化によって加盟国へのコミットメントを再確認するという手段を採るべきだ。欧州諸国はフランスとの関係に敏感であるこ

(76) Bozo, “Chronique d’une décision annoncée”, p. 336.

(77) Harrison, *op. cit.*, p. 146.

とから、このアプローチの方が利益を得ることができる⁽⁷⁸⁾」

三月二二日、ジョンソンはドゴールの親書（三月七日手交）に対してようやく返答する。その内容は以下のようなものであった。

「米国は、統合軍事機構がフランスの主権を侵害しているとは考えていない。統合軍事機構は安全保障に貢献している。それ故、同盟諸国は指揮体系、戦略、戦術に関する共同の計画について準備を行う。また、再びフランスが共同の仕事に戻るのであれば、その席はいつでも用意しておく⁽⁷⁹⁾」

ジョンソンは、「フランスの行動に対して批判をしても、我々や同盟国にとって何の利益もない」というプラグマティックな判断で、最終的に穏当な対応を選択した。⁽⁸⁰⁾ジョンソンはドゴールを批判しても、彼が考えを変えることはないことを理解していた。そのため穏当な対応によって、フランスの離脱による同盟国の動揺を最小限に抑えることが、ドゴールの欧州での影響力を低下させることに資すると考えたのである。またジョンソンは多くの米国政府高官と同様、フランス抜きでも同盟は機能すると認識していた。つまり、米国の「一方的保障」という側面が強い NATO において、フランスの軍事的貢献は不可欠なものではなく、米国はフランスと対立することによって同盟の結束が緩むという、政治的な影響をより懸念したのである。

そしてもう一つ、ジョンソンが穏当な対応を採った理由として、米国政府がフランスの現政権はドゴールの影響を受けた「一時的」なものであり、

(78) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, p.327.

(79) *DDF*, 1966, Tome1, pp.490-493.

(80) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, pp.376-377.

ドゴール以後のフランスは「ノーマル」で協調的なものになる、と期待していたことが挙げられる。⁽⁸¹⁾ こうした認識から、米国政府はドゴールを中心とした現政権と、フランス国民とを区別して考えていた。そのため米仏の対立を煽ることによって、フランス国民の米国に対する感情が悪化することを避け、ドゴール以後の政権と「ノーマル」な関係を回復することを期待していたのである。⁽⁸²⁾

六六年四月、フランス国民議会におけるポンビドゥー首相の演説では、フランスのNATO統合軍事機構離脱が対米関係の調整を主眼においていたことが率直に表されていた。演説で述べられた離脱の理由として、第一に、米国が大西洋同盟における支配的地位を維持していること、第二に、フランスなど同盟諸国の反対を考慮せず、米国が戦略ドクトリンを大量報復戦略から柔軟反応戦略に変更したこと、そして第三に、米国が英国には核技術協力を行っているにもかかわらず、フランスへの協力は拒否したこと、⁽⁸³⁾ などが挙げられた。これらの理由から見ても、第一章で述べた五八年から六二年にかけての核を巡る仏米関係の停滞と、その原因となった米国の同盟国との対等性を望まない「支配的志向」が、ドゴールの同盟政策における単独的な行動に大きな影響を与えた点を理解することができるであろう。

上記に挙げたものは、先に見た「ソ連の脅威」の低下、欧州の復興、アジアでの紛争などと異なり、フランスと米国との直接的な関係に関わる統合軍事機構離脱の理由であった。六二年以降、米国との交渉による「NATO

(81) *Ibid.*, pp.320-321.

(82) Costigliola, Frank, “Not «a normal French gouvernement»: La réaction Américaine au retrait de La France de L’OTAN”, in Vaïsse et al. (eds.), *op. cit.*, p.406.

(83) Kohl, *op. cit.*, p.254.

改革」の実現可能性が低下していく中、ドゴールは統合軍事機構離脱を頂
点に、フランスと NATO との関係を実験的に修正することで、米国への
依存度を自国に関する限り低下させることに成功する。このようにフラン
スの統合軍事機構離脱への動きは「NATO 改革」というコンセプトに基
づき、米国主導の統合化された同盟体制から距離を採ることで主導国米国
との関係を再調整するためのものであった。

それでは、フランスの離脱について各国の反応はいかなるものであった
のだろうか。英国やオランダなど米国に比較的近い国々は、フランスの行
動に対して憤りを露にした。イタリアはフランスとの論争を避けようと思
え、西独はヴァイスの表現を借りると、「不安に陥って」いた。カナダ、
ポルトガルなどは、フランスの行動に批判的ではありながらも、一定の理
解を示し穏当な反応を採っていた。⁽⁸⁴⁾ 他方、ソ連は、西側同盟の分裂に繋が
り得ることから、フランスの動きについて肯定的に評価していた。⁽⁸⁵⁾ また東
欧諸国の中では、ルーマニアがフランスとの会談で積極的な賛意を示して
いた。⁽⁸⁶⁾

以上、フランスの NATO 統合軍事機構離脱過程について検討してきた
が、一連のプロセスはドゴールを中心に、ミュルビル外相、メスマール将
軍など、一部の側近が関与するという形態で遂行された。仏外務省は組織
として限定的にしか関与できず、その対応は優れて状況対応的なものとな
っていた。このことは仏国防省にも当てはまることであった。仏外務省は
ドゴールほど米国主導の NATO に否定的ではなく、統合軍事機構離脱後
もできる限り同盟諸国との関係を悪化させないことに尽力した。こうした

(84) Vaïsse, *La Grandeur*, p.387.

(85) *DDF*, 1966, Tome1, pp.844-845.

(86) *Ibid.*, p.847. ルーマニアはフランスと同様に米ソ二極体制に否定的で
あり、自立性を確保することを重視していた。

認識は仏国防省、フランス軍部などにも共通するものであった。⁽⁸⁷⁾ 実際的な面から見ても、NATOとの関係悪化によって、NATOの対空警戒システム（NATO Air Defence Ground Environment=NADGE）など、フランスの防衛体制に不可欠な情報を得ることができなくなる恐れがあったからである。⁽⁸⁸⁾

六月に入りフランス大統領府（エリゼ宮）は、外務省、国防省など主要官庁との調整を行うために「ブレビソン委員会」を創設し、同委員会において対NATO政策の調整を行う。⁽⁸⁹⁾ この委員会では、フランスの統合軍事機構離脱以後の技術的な問題について議論がなされることになった。

（三）駐独フランス軍を巡る仏米独トライアングル

フランスの統合軍事機構離脱は、同盟国に対して様々な影響を与えた。ドゴールは仏領土内の外国軍の撤退を要求していたが、当時フランスにはアメリカ軍二万六千人とカナダ空軍二個中隊が駐留していた。米加両軍の撤退は一九六六年八月より始められる。ジョンソン大統領は六六年一二月の国家安全保障会議（NSC）において、フランスが通告した六七年四月一日という期限を守るよう指示しており、米加両軍は期限通りに撤退を完了する。⁽⁹⁰⁾ こうした期限通りの撤退を巡っては、米国政府内で欧州への防衛コ

(87) 米国政府はフランスの統合軍事機構離脱は、ドゴール個人の判断に百分に依るものと考えていた。なぜなら米国政府は、フランスの外務省や国防省がドゴールの離脱への動きに対して消極的である、という情報を持っていたからである。FRUS, 1964-1968, Vol.13, p.352.

(88) フランスは東方の領空防衛体制を、このNATOの対空警戒システムに依存していた。これらの情報が得られない場合、仏核戦力の信頼性に影響を与える可能性があった。Ibid., p.381.

(89) Bozo, “Chronique d’une décision annoncée”, pp.339-341.

(90) FRUS, 1964-1968, Vol.13, p.512. 当初米国は、協定は一国の一方的な通達によって破棄することはできないとして、二年の期限に変更すること

ミットメントに疑義を生じさせるという懸念が述べられる一方で、合理的な費用対効果を重視するマクナマラ国防長官などは、速やかな撤退の方がコストを低く抑えることができる⁽⁹¹⁾として早期撤退を支持していた。

仏領土内におかれていた米軍の司令部はベルギー、西独に移設し、空軍基地は英国やその他の欧州諸国に移設することになる。こうした移設の過程で一部の兵力は米国に送還されることになった。また、カナダの空軍基地は西独に移設された。NATOにとって前線の支援を行うための後方地域であるフランスを失うことは、戦略的縦深性 (Strategic Depth) を喪失することになり軍事上のダメージとなる。ドゴールは自国内の外国軍基地がフランスの意思に反して使用され、フランスにとって死活的ではない紛争に「巻き込まれる」可能性を懸念していた。こうして仏領土内での外国軍のプレゼンスがなくなることによって、米国主導の統合化された同盟体制から距離を採ることに成功し、ドゴールはフランスが目指す主権の回復を確実なものにしていく。

六六年一〇月二八日、ドゴールは定例の記者会見で以下のように述べ、フランスの自立を誇った。

「フランスは独立を回復した。我々の軍隊を外国の権威に従属させる状況は現実にも可能性としてもおき換えられた。これから五ヶ月の間に我々の領土にはいかなる外国の司令部、軍隊、基地もなくなる⁽⁹²⁾」

を求めた。しかしフランスは、これまで統合軍事機構に加入していることで、「善意」から利用許可を与えていたと述べ、期限の変更を承諾しなかった。Harrison, *op. cit.*, p.148.

(91) Brands, H. W., *The Wages of Globalism*, Oxford, Oxford University Press, 1994, p.106.

(92) *DM*, Tome5, p.104.

フランスの統合軍事機構離脱を受けて、最も激しい議論が交わされたのが駐独フランス軍（Forces françaises d'Allemagne=FFA）の法的地位、およびNATOとの軍事協力を巡る交渉であった。駐独フランス軍は当時六万五千の兵力を数え、陸軍二個師団、空軍二個中隊によって構成されていた。西独国内では政府、野党共にフランスの離脱後の同盟政策について、仏独協力条約に基づきフランスとの関係を修復しつつ、米国と緊密な関係を維持するべきであると考えていた。

各国にとって駐独フランス軍は、軍事的な側面以上に政治的に重要であると理解されていた。西側同盟体制から見て駐独フランス軍の存在は、統合軍事機構離脱後のフランスとNATOの結びつきの象徴であった。また西独にとって、周辺国々が危惧したであろう自らの脅威を軽減するためにフランス軍の駐留は必要なものであった。さらには、ドイツ統一について協力を得るためにも、フランスとの協調関係を維持することは重要であった。他方フランスにとっては、東側の国境防衛という軍事的要請以外に、将来のドイツの地位を巡る問題に米英ソと共に関与するための政治的手段であるといえた。

駐独フランス軍は統合軍事機構離脱の結果、仏独間に駐留に関する法的問題を生じさせることになる。西独側はフランス軍駐留の法的根拠について、五四年に調印した駐留外国軍協定に基づき、NATOの枠組みを必要とすると考えていた。⁽⁹³⁾ 他方フランス側はフランス軍の駐留は、西独がNATOに加盟する以前の占領管理期に享受していた地位に基づくもので、統一ドイツと平和条約を締結するまでフランスは駐留する権利があり、NATOの枠組みに左右されるものではないと主張していた。⁽⁹⁴⁾

(93) Haftendorn, Helga, *NATO and the nuclear revolution*, Oxford, Clarendon Press, 1996, p.237.

(94) *DDF*, 1966, Tome1, pp.678-682.

六六年四月一五日、西独はフランスとの交渉に向けて、米英両国と緊密に協議をするため、西独外務次官、米英両国の駐独大使により構成される作業チームを結成する。そして、政治、軍事、法的な問題を検討した結果、駐独フランス軍を可能な限り NATO の共同作戦に結びつけるという方向でフランスと協議を行うことが決定された。⁽⁹⁵⁾

軍事的に見た場合、駐独フランス軍はいわゆる「前方防衛」から距離を採った配置となっており、その貢献度は比較的低いものであるといえた。統合化された同盟体制から一定の距離を保つため、駐独フランス軍は仏独の国境沿いに位置しており、有事における自動的な「巻き込まれ」を防ぐよう配置されていたのである。⁽⁹⁶⁾これは有事の際、フランスによる「独自の判断」が維持できない状況を避けるための方策であった。また、後方に位置することで、必要な場合の早期撤退を可能にしていた。

エアハルト西独首相は、駐独フランス軍の法的地位を巡る交渉が決裂し、フランスとの関係が決定的に悪化することは避けるべきであると考えていた。五月二六日、エアハルトは西独議会において、駐独フランス軍の駐留継続を求める演説を行う。⁽⁹⁷⁾しかし六月に入ってフランス政府の指定した撤退期限が一ヵ月後に迫った段階でも、依然として交渉妥結の気運は高まらなかった。六月一三日、フランス政府は駐独フランス軍の一部撤退を表明し、西独側を牽制する。これを受けエアハルトは、七月一日以降のフランス軍の駐留について暫定協定を締結することをフランスに提案し、フランス側もそれを了承した。

七月二一日、ドゴールはエアハルトと首脳会談を行う。この会談では駐独フランス軍の地位を巡る議論などがなされたが、その際、米国主導の統

(95) Haftendorn, *op. cit.*, p.230.

(96) Harrison, *op. cit.*, p.156.

(97) *Ibid.*, p.155.

合化された同盟体制に対する両国の「認識ギャップ」が露わになる。ドゴールは会談の中で、以下のように述べ、従来の主張を展開した。⁽⁹⁸⁾

「我々は自動的に米国の戦争に巻き込まれることを避けるため、同盟は維持するが、統合化からは離脱する。我々は米国のアジア政策に対して信頼することができないため、米国の指揮に依存することを望まない。また現在、東側からの脅威は差し迫ったものではないことから、フランスは国家における独立を再確認する。それ故、我々は統合化を許容することはできない」

「勿論、我々は北大西洋条約を締結していることから、条約第五条を遵守し、挑発なしに侵攻を受けた場合、フランスは同盟国と共に参戦する。しかし、我々は自国の行動の自由は保持する。また西独が望むなら、駐独フランス軍は撤退する。そのことは、軍事的にも政治的にも大きな変化を及ぼさない」⁽⁹⁹⁾

これに対してエアハルトは、「我々は駐独フランス軍が、西独に維持されることを望む。軍事的な側面から見て、駐独フランス軍は必ずしも不可欠なものではない。だが、独仏二国間および近隣の国際関係における友好、政治的な観点から駐留が望まれるのである」と主張し、駐独フランス軍の駐留継続を望む理由について率直に語った。

そして、エアハルトは「東側からの脅威は差し迫ったものではない」と

(98) *DDF*, 1966, Tome2, pp.386-387.

(99) 駐独フランス軍は、西独との国境線沿いに配置されていたことから、仮に西独がフランス軍の駐留を拒否したとしても、国境沿いのフランス領土内にその部隊を移設すれば軍事的に大きな違いはなかったのである。*FRUS*, 1964-1968, Vol.12, p.124.

いうドゴールの主張に同意した上で、「それでも、我々は戦争が勃発した場合について十分考慮する必要がある」と述べ、ドゴールの統合化された同盟体制への批判に対して、以下のように懸念を口にした。

「西独は同盟を維持したい。ドゴール將軍に尋ねたいのだが同盟体制に積極的に関与せずに、共同防衛を想定することが可能と考えているのか」

このエアハルトの発言は、ドゴールの同盟観、同盟政策を暗に批判したものであった。これに対してドゴールは、「戦争における協力の際、統合化は必要なものではない。それはこれまでの歴史が証明している。戦争が勃発すれば、フランスは同盟国と行動を共にする。このようなことは、初めてのことでない」と激しい口調でエアハルトに返答した。

以上のように仏独首脳会談では、有事協力に基づく伝統的な同盟関係を想定するドゴールと、第二次大戦後の恒常的に統合化された米国主導の同盟体制を理想とするエアハルトとの、同盟観に対する「認識ギャップ」が如実に表れたものとなった。

その後、交渉進展の動きも見られたが、エアハルト政権は崩壊し、駐独フランス軍の地位を巡る一連の交渉の決着は次期政権に委ねられた。六六年一二月キーゼンガー政権が樹立する。この政権誕生と同時に交渉は最終局面を迎え、同年一二月、ミュルビル仏外相とブランド西独外相によって文書が交換され、フランス軍の駐留継続が正式に決定されることになる。仏独両国の外務省による文書の交換という簡素な方法が採られたのは、西独側からの議会による批准作業を避けたいという要望から導き出されたものであった。⁽¹⁰⁰⁾

(100) DDF, 1966, Tome2, pp.949-950.

これにより七月一日以降、駐留の根拠が曖昧になっていたフランス軍の駐留継続が正式に決定される。交換された文書では、ドイツ基本法第四条第二項に基づき西独側がフランス軍の駐留を望む、という形態を採った。⁽¹⁰¹⁾ また、この文書の中に NATO との関係についての記述はなかった。西独政府はフランス軍の駐留について、厳密な法的根拠を求める姿勢を撤回したのである。キージンガー政権は前政権と比べてフランスに対してより協調的になっており、関係改善の必要性を強く認識していた。また、西独にとってこうした短期的なある種の妥協は、ドゴール以後の政権において再び統合化された同盟体制に復帰するという可能性への期待を含んだものであった。⁽¹⁰²⁾ こうしてフランスは、NATO とは独立した仏独二国間協定に基づき西独駐留を継続することになり、米国主導の同盟体制から距離を採ることで自国の「行動の自由」を確実なものとしていく。

統合軍事機構離脱後のフランスと NATO の軍事面での役割分担、協力関係の調整についても交渉は難航した。米国は有事の際、仏領土内の軍事施設の使用がどの程度可能となるのか、という点についてフランスと協議を行う。六六年八月、ミュルビル外相と会談した駐仏アメリカ大使ポーレンは、有事の際に NATO 諸国が仏領土内の軍事施設を使用することができる確約を求めた。しかしミュルビルは、事前にそのような確約をすることを拒否する。⁽¹⁰³⁾ 有事においてフランスによる「独自の判断」が維持されることを重視したのである。

フランスと NATO の軍事協力に関する調整は年をまたぐ長期的な交渉となったが、その後、アイユレ仏将軍とレームニツァー NATO 欧州連

(101) Haftendorn, *op. cit.*, p. 238.

(102) Kocs, Stephen A., *Autonomy Or Power*, Westport, Greenwood, 1995, p. 61.

(103) Bozo, “Chronique d’une décision annoncée”, p. 343.

合軍最高司令官との交渉によって幾つかの協定が結ばれることになる。まず米国が強く求めていた仏領土内の石油パイプラインの使用については、平時にはフランスの民間会社の許可に依ることになり、有事にはフランス政府の判断によって使用の許可が決定されることになった（六七年三月二四日）。また仏領空の通過についてはフランスが引き続き、NATOの対空警戒システムにアクセスできる代わりに、一年毎の更新によって同盟諸国の領空使用が認められることになった。しかし有事の際に、フランス政府は使用許可を撤回することができる⁽¹⁰⁴⁾とされる（六七年八月三日）。

そして懸案であった、有事における駐独フランス軍とNATOの共同軍事オペレーションについては、六七年八月ようやく協定が締結される。この協定では、北大西洋条約第五条に基づきフランスが紛争への関与を決定した場合、NATO諸国と駐独フランス軍は共同行動を採ることが決定された。その際、駐独フランス軍はフランスの指揮下（command）に在りつつも、NATOのオペレーショナル・コントロール（operational control）⁽¹⁰⁵⁾に属することが謳われていた。先述した、NATO加盟国の軍事力の三つのカテゴリーにおける、「各国家の指揮下に留まる戦力」と「有事にNATOの指揮下に配置される戦力」の間を採ったものであるといえるであろう。ここでもフランス側は「自動的な介入」については拒否し、「独自の判断」によってフランス軍の関与を決定するという、当初から主張していた形態を維持することになる。

だがこの「独自の判断」による関与は、もともと北大西洋条約で認められている権利であった。北大西洋条約第五条では、「締約国は武力攻撃が発生した場合には、国連憲章第五十一条の規定によって認められている個別的または集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し維持する

(104) Kohl, *op. cit.*, p.257.

(105) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.212.

ために必要と認められる行動（武力の使用を含む）を個別のおよび他の締結国と共同して直ちに採ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する」と規定されている。この規定では武力の使用は必ずしも義務というものではなく、もともと「独自の判断」による関与は加盟国の権利であった。とすれば、ドゴールにとって駐独フランス軍とNATOの協定は、これまで以上に米国主導の統合化された同盟体制から距離を採ることによって、有事「中立」という可能性をアピールし、「独自の判断」による関与をより明確かつ確実なものにするという、政治的な目的を重視したものであったと見ることができるのである。

こうした同盟関係の修正によって、ドゴールはフランスが「独自の判断」に基づいて、参戦する時期、軍隊の規模などを決定することを明確にした。この後、NATOでは締結された協定に則り、フランスが同盟国と共同オペレーションを行う場合の軍事計画が作成されることになる。だが協定は締結されはしたが、フランスは統合軍事機構から離脱しており、フランスがNATO加盟国と共に戦うかどうか、という点について将来的な不確実性は残った。⁽¹⁰⁶⁾そのため欧州連合軍最高司令部は、フランスが参戦する場合と参戦しない場合の二つの軍事計画を作成することになる。⁽¹⁰⁷⁾

以上に述べてきたように、これら一連の変容をNATO諸国は迫られたが、当初、同盟諸国が警戒していたフランスによる北大西洋条約の破棄という状況には至らなかった。軍事面に関する限り、すでにフランスは統合軍事機構から漸進的に撤退していたため、その影響は限定的であった。⁽¹⁰⁸⁾

(106) 他の同盟諸国は二つの不確実性を懸念していた。第一に、有事にフランスが「交戦状態」と判断せず参戦しないことであり、第二に、逆にフランスが同盟の意思に反し、早い段階で核を使用するのではないか、ということであった。Bozo, Frédéric, *La France et l'OTAN De la guerre froide au nouvel ordre europeen*, Paris, Massin, 1991, p. 103.

(107) Harrison, *op. cit.*, pp. 157-158.

かし米国政府は政治面において、フランスの離脱がおよぼす間接的な影響を懸念していた。ドゴールによる統合化された同盟体制を弱体化させる行動が、西独のナショナリズムを刺激するのではないかという懸念である。フランスの離脱直後、米国大統領補佐官のコマーは、「真の問題は、常にフランスではなくドイツである」とジョンソン大統領宛の文書で述べている⁽¹⁰⁹⁾。また、ポーレン駐仏アメリカ大使はラスク國務長官に、「ドゴールの政策における最大の危険性は、西独とソ連の直接取引を誘引し得ることである⁽¹¹⁰⁾」と語っている。米国は、NATOの統合化から離れて、西独が独自の手段によって再統一へと動くことを警戒していた。そのため米国のフランスに対する批判には、西独を「封じ込めて」おくための統合化をフランスが「弛緩化」させようとしている、という側面も含まれていたのである。

六六年五月四日、ドゴールは米国のチャーチ上院議員と会談し、以下のように述べている。

チャーチ「仮に米軍が欧州から撤退した場合、欧州のバランス・オブ・パワーはどのようになると考えるか」

ドゴール「現在は米軍が欧州から撤退するような状況にない。私はそれを望むようなことを言ったことはない。なぜなら、特にドイツの問題があるからだ。そのため米軍は欧州に存在しており、私も米軍が残ることを望む。ドイツは憂慮すべき問題であり、この事実は長い間変化しないであろう。ドイツ統一の問題は即座に欧州だけではなく、世界に緊張を生じさせ戦争にすら結びつくかも知れない。ドイツの隣人はこれを受け入れないし、統

(108) 軍事的な影響については、Hunt, Brigadier K., “NATO Without France: The Military Implications”, *Adelphi Papers*, No.32.

(109) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, p.337.

(110) *Ibid.*, p.405.

一したドイツは再び大きな脅威となるであろう。こうした状況に陥らないよう保障するために米国は欧州に存在するべきであるし、私は米軍の撤退を想定していない。敗北し分割され国境を喪失し独立していないドイツに、米国やフランス、英国が存在するのは当然である。しかしフランスは違う。フランスは敗北していないし国境も失っていない、首都も守っているし誰にも依存していない。それ故、ドイツのような米軍の存在はフランスにおいては認められない⁽¹¹¹⁾」

このようにドゴールは、仏領土からの米軍撤退については強く要求していたが、現状において西独から米軍が完全に撤退することを望んでいた訳ではなかった。ドゴールにとってそのような米軍の存在はソ連に対すると同時に、あるいはそれ以上に西独に対するものであったのである。五五年、西独がNATO加盟と同時に再軍備を開始した際、当時のイスメイNATO事務総長は、NATOの目的を「米国を引き込み、ロシアを締め出し、ドイツを押さえ込む」ことであると述べた。この「ドイツを押さえ込む」という目的は、六〇年代においても依然として重要な課題であり、欧州の国際政治はいわば「ドイツ問題」を中心に展開されていたのである。

以上ここまで、フランスのNATO統合軍事機構離脱について、米国主導の統合化された同盟体制から距離を採る、フランスの自立性との関係に焦点を当て分析を行った。これまで検証してきた結果、ドゴールが追求した同盟における自立性には次のような特徴、特質があったことを挙げることができる。

第一に、フランスの自立性にとって、重要な対象国は米国であったことである。同盟運営の際、主導国との関係を調整することが、自国の自立性

(111) *DDF*, 1966, Tome1, pp.762-766.

に最も影響を与えるのは当然のことであった。冷戦体制の下、西側にとっての「共通の脅威」はソ連であったが、六〇年代に入り「ソ連の脅威」の低下が認識されるようになると、フランスは「行動の自由」を確保するため、米国主導の同盟体制から距離を採る政策を推進する。ドゴールは、同盟は必要であるが過度の依存は危険であると考えていた。また同盟への依存、つまり米国への依存という外観は政治的に好ましいものではなかった。そのため、「ソ連の脅威」が低下しつつも依然として存在する中、同盟を破棄しない範囲で最大限に自立性を確保できる状況を模索する。その解が、統合軍事機構という同盟の軍事部門から離脱することであった。いわば既存の同盟および同盟体制を所与のものとは捉えない、同盟関係を相対化する視角を持っていたといえるであろう。米国とは異なる独自の国際政治観、同盟観、および脅威認識を保持していたことが、自立的な行動を可能にしたのである。また、先に見たようにフランスの独自核保有は、米国からの自立という言説に積極的な意味を付与した。

第二に、フランスの自立性にとって、外交・同盟政策における「独自の判断」は不可欠なものであり、そのことは法的な側面も含めて主観的にも客観的にも十分に確保されるべきものであった。この点については、駐独フランス軍と NATO の軍事協力を巡る交渉から見ても明らかである。戦争をする際、「独自の判断」によって参戦することは、主権国家にとって最も重要な権利であった。またドゴールにとって「独自の判断」の維持という方針は、対等な関係で同盟を運営するための本質を成すものであった。なぜなら国家による「独自の判断」を維持することは、圧倒的な軍事力を持つ米国と軍事的な対等性は望めない同盟諸国にとって、ある種の政治的な対等性を得るために不可欠なものであったからである。この対等性の実現は、ドゴールの「NATO 改革」において継続的に追求された目的であった。フランスの統合軍事機構離脱は「独自の判断」の維持という方針を

基準に、フランスと米国主導のNATOとの関係を明確化させるためのものであったといえるであろう。こうした国家による「独自の判断」については、一見当然のように思われるが、冷戦体制が制度化された国際政治環境では、米ソ以外の国にとって必ずしも自明のものではなかったのである。その意味で、ドゴールの政策は、非対称的な同盟関係における自立性の追求について一つのあり方を示した、といえるのではないだろうか。

そして第三に、その自立性があくまで「相対的」なものであったという点を指摘しておかなければならない⁽¹¹²⁾。フランスは統合軍事機構から離脱したが、北大西洋条約に基づく同盟関係を破棄した訳ではなかった。このことはフランスが現状の同盟体制を批判していたにもかかわらず、米国による安全保障を一定の範囲で必要としていたことを表している。経済復興したとはいえ当時のフランスの国力、および軍事力から見て、西側陣営から離れた「完全な」中立化は現実的なものではなかった。「ソ連の脅威」は低下しつつも一定のレベルで存在していたからである。その意味で自立性を強調したドゴール外交も、冷戦構造の制約から自由ではなかったといえるであろう。

だがドゴールは同盟関係を維持しつつも、米国主導の同盟体制から距離を採ることで、フランスによる「独自の判断」が入ることを明確なものとし、「行動の自由」の幅を広げることに成功する。統合軍事機構離脱など単独的なドゴールの同盟政策は「NATO改革」というコンセプトに基づき、「相対的」ではあるがフランスの自立性、対等性を高めるためのものであった⁽¹¹³⁾。フランスのこうした動きは、米国主導により階層化された、非

(112) 渡邊啓貴『フランス現代史：英雄の時代から保革共存へ』中公新書 1998, 124頁。

(113) 「相対的」とは、これまでのフランス（第四共和制）と比較してという点のみならず、西側同盟における米国以外の同盟国との比較、という意

対等性に基づく同盟体制の修正を試みたものであり、同盟内における米国に対する「均衡」という「狙い」に基づくものであった。このように、様々な制約が存在することを認識しつつも可能な限りその独自性を探る、という点にドゴール外交における自立性の特質があったといえるであろう。「相対的」自立はその言葉の通り、ある種の依存に基づくものではあるが「必要な相互依存」の文脈で理解することができ、国際政治的な影響力を一定の範囲で高めることに繋がる。国際政治的な影響力は、ドゴールが追求したフランスの「偉大さ」を形成するための不可欠な要素といえるものであった。

五九年の地中海艦隊の離脱以降の「部分的な」離脱に続いて、NATOの統合軍事機構から完全に離脱することにより、ドゴールは同盟政策における最も重要な目的であったフランスの自立性を回復させることに成功する。そして同時に試みられていた「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革についても状況は動き始めていた。

第三章 ドゴール外交と多極化の模索

(一) ドゴールのソ連訪問

ドゴールは、NATO 統合軍事機構の離脱を一九六六年七月一日に控えた六月二〇日、ソ連を長期訪問する。統合軍事機構離脱への動きと同時期に行われた、この一二日間にわたる訪問にはいかなる目的があったのであろうか。またドゴールの訪ソは、彼の推進する同盟政策とどのように関連していたのであろうか。まず六四年以降、関係改善の動きを見せていた仏ソ関係について概観し、その分析を踏まえた上でドゴール外交、同盟政策における訪ソの位置づけについて検討していく。⁽¹¹⁴⁾

を含んだものである。

(114) ドゴール外交とソ連の関係については、小窪千早「フランス外交とデ

これまで考察してきたように、ドゴールは六〇年代中盤において、「ソ連の脅威」はすでに現実的なものではないと捉えていた。ベルリン、キューバ危機は東西対立の緊張を高めたが、結果的にソ連の「現状維持的志向」を露にすることになる。またソ連の国内経済の窮状は、西側諸国にとってもはっきりと認識できるようになっていた。六四年一〇月、ソ連のフルシチョフ首相は農業改革の失敗を一因として失脚する。こうした情勢の変容を受け、ドゴールは現状の米ソ二極体制を修正し、フランスを中心とする欧州が国際政治においてより大きな影響力を発揮できるよう外交を展開していく。

ドゴールの唱える「大西洋からウラルまでの欧州」を実現する上で、西独とソ連は重要な位置を占めていた。「大西洋からウラルまでの欧州」とは、ドゴールの目指す欧州国際政治秩序概念であり、「鉄のカーテン」を取り除き、さらには米国に依存しない「独自の欧州」の実現を念頭においたものであった。当時米国が唱えていた、米国主導の相互依存関係を主張した「大西洋共同体」という概念とは対立するものであったといえる。

ドゴールは、六二年一二月三日のテレビ・ラジオ演説で以下のように述べ、「独自の欧州」を実現することの必要性を主張した。

「まず西欧の経済、政治、防衛、文化における結びつきを強化し、米国との対等な関係を確立する。(中略)そして、偉大なる緊張緩和の日々が訪れた時、東側諸国と共に、我々の大陸全体における平和と生命とを有機的に組織化するのだ⁽¹¹⁵⁾」

タント構想 (一), (二) 『法学論叢』153巻, 第3号第4号, 2003. Soutou, Georges-Henri, “De Gaulle’s France and the Soviet Union from Conflict to Détente”, in Wilfried Loth (ed.), *Europe, Cold War and Coexistence 1953-1965*, London, Frank Cass, 2004.

ドゴールは東欧諸国が米国ではなく、第一義的に「西独の脅威」に対して団結しているのであり、「西独の脅威」が低減すれば必然的にソ連の主導するワルシャワ条約機構（Warsaw treaty organization=WTO）の結束も緩んでいくと考えていた。そのため、西独の核保有を阻止すること、西独が第二次大戦後に策定された国境（オーデル・ナイセ線）を承諾すること、米独の過度の軍事的関係を弱めることなどは、「脅威でない西独」、さらには「脅威でない西側」を実現し、東西相互の緊張関係を低下させる上で不可欠であると理解された。

このようにドゴールの西側同盟における「弛緩化」政策は、東側のワルシャワ条約機構の「弛緩化」に結びつくことを念頭においていたのであり、その外交構想はいわば「相互弛緩化」政策といえるものであった。つまりドゴールは米国主導の統合化された西側同盟体制の改革を基点として、その影響を受けたワルシャワ条約機構の変容についても視野に入れており、こうした相互のプロセスを経て、将来的に「ヤルタ体制」が変革されることを目指したのである。ドイツ統一に関しても、そのような緊張緩和の中でのみ実現可能であると考えていた。もちろん、ドゴールは現状において、バランス・オブ・パワーの観点から、欧州が単独でソ連に対抗できるとは認識していなかった。そのため、バランス師としての米国が、欧州に対して一定のレベルで関与することは必要であると理解していた。ドゴールが問題視したのはあくまで、欧州の米国に対する過剰な依存であったのである。

しかし上記のように、ドゴールの外交構想において重要な位置を占めていた西独は、フランスの唱える「独自の欧州」ではなく、米国主導の統合化による同盟強化路線を支持していた。いわゆる「力の政治」としての強

(115) *DM*, Tome4, p.54.

い立場で、ソ連と対峙することを重視していたのである。これは、ドゴールが批判した同盟国の「現状維持的志向」であった。フランスは六〇年代前半から中盤にかけて同盟内で活発に議論された「核共有」問題において、米国の主導するMLFではなく、フランスの核戦力を中核とする「欧州核政策」に協力することを西独に迫った。西独に対して米国と距離を採り、「独自の欧州」に軸足を移すよう促したのである。だが、西独はフランスの核政策ではなく、MLFを中核とした米国の核政策を選択する（その後、米国のMLF構想は失敗に終わる）。西独にとって仏核戦力は、米国の「核の傘」の代替としてはあまりに脆弱なものであった。また、西独はフランスが望んでいた戦後に策定された国境の承認、フランスが進める東側へのデタント政策を受け入れようとしなかった。⁽¹¹⁶⁾ こうした対米政策、対東側政策に対する「認識ギャップ」の存在は、フランスと西独が「独自の欧州」実現に向けて共通の外交政策を採ることを妨げる大きな要因となっていた。

六四年以降、親米的なエアハルト西独政権によって米独関係は強化され、ドゴールが想定していた米国から距離を採った仏独協調に基づくソ連との関係改善、という戦略の遂行がますます困難な状況になっていた。そこで、ドゴールは仏独協調による「独自の欧州」を推進することを将来的な課題としつつも一旦諦め、単独でソ連との関係改善を図り、デタント政策を進めることで「独自の欧州」の実現を目指していく。つまり、ドゴールから見て「現状維持的志向」であった西独など欧州諸国の協力を十分に得られなかったために、「独自の欧州」実現に向けてのアプローチを変更したのである。このことはドゴールの同盟政策における「独自の欧州」実現に少なからず影響を与えた。バランス・オブ・パワーの観点から見て、フランス

(116) Soutou, *op. cit.*, p.182.

単独では限定的な影響力しか持たず、フランスの政策を補強するためにもジュニア・パートナーとしての西独の存在が必要であったからである。このように、フランスが西独を中心とする欧州諸国の協力を得られなかったことは、ドゴール外交の限界性の一端を表すものであったといえるであろう。

また、六〇年代前半のフランスとソ連の関係についても、必ずしも良好なものではなかった。その理由としてフランスの冷戦史家アンリ・ストゥは、ソ連による仏独協力条約への批判、ソ連のアルジェリア政策、六三年の部分的核実験禁止条約締結などを挙げている。⁽¹¹⁷⁾ソ連による仏独協力条約への批判には、仏独の核協力への警戒心が影響しており、反対にフランスは部分的核実験禁止条約について、米ソによる二極体制を固定化するための「共謀」と捉えていた。そして六四年一月二七日、フランスは共産中国との国交を樹立する。この動きは、米国を中心とする西側諸国にとって驚きをもって受け止められたが、バランス・オブ・パワーの観点からソ連（並びに米国）を牽制するという狙いも含まれていた。

しかし他方で、六〇年代中盤においてフランスとソ連は、米国の外交政策に対し共通の懸念を持っていた。西独の核武装に繋がる恐れのあるMLF構想、中東政策、ベトナム、ラオスにおけるアジア政策についてである。また仏ソ両国は、早期のドイツ統一に否定的であること、ドイツ問題は欧州諸国が主導して解決するべきであることなどについても共通の認識を持っていた。⁽¹¹⁸⁾ソ連にとって、米国を除いた形で欧州諸国と交渉することは望むべきことであり、統合軍事機構離脱などにより西側の結束を乱すフランスとの関係改善は大きな利益になると考えられた。単独的な同盟政策によって、欧州における米国の影響力を低下させようとするフランスと、

(117) *Ibid.*, p.175.

(118) *Ibid.*, p.180.

政治・軍事的な観点から同様の目的を持つソ連の利害は多くの点で一致していたのである。さらにソ連は関係改善の過程で、フランスが東独を承認することを期待していた。このように、政治・軍事的な対立要因をはらみながらも、仏ソ両国は共通の利益に基づき、個々の政策ごとの合意から関係改善を行い得る土壌はできていたのである。

六四年一月、ジスカール・デスタン仏財務大臣がソ連を訪問する。この訪問が仏ソ関係改善の起点となった。一〇月には仏ソ貿易協定、翌六五年三月にはカラーテレビ協定が締結される⁽¹¹⁹⁾。そして六五年四月、グロムイコソ連外相がパリを訪れ、一〇月にはミュルビル仏外相がソ連を訪問する。こうした相互訪問により仏ソ関係は徐々に好転していく。前述したように、六四年一〇月にフルシチョフ首相は退陣していたが、後を継いだブレジネフ書記長も平和共存路線を支持していた。

六五年四月二十七日、ドゴールはラジオ・テレビ演説で「ヤルタ体制」の变革、多極体制の実現に向けての決意を表した。

「我々が再び、行動の自由を持つ国家として現れることにより、ヤルタ以降二つの主導国に分割されていた世界は修正されるであろう。平和のためには別の秩序、勢力均衡が必要である⁽¹²⁰⁾」

こうしてドゴールの単独的な同盟政策の延長線上に規定されていた、「ヤルタ体制」の变革への動きが加速化していくのであった。

六六年六月二〇日、ドゴール大統領はミュルビル外相を引き連れ、ソ連を訪問する。三月に統合軍事機構離脱を表明し、フランスの「行動の自由」

(119) 大島英樹「フランスの対外政策——ドゴール外交を中心として——」
『国際政治』1966, 59頁。

(120) *DM*, Tome4, p.358.

は高まっていた。一二日間の長期にわたる訪問で注目されたのは、ドイツ問題を巡る議論であった。ドゴールはブレジネフとの首脳会談で、ドイツ統一を急がないこと、西独が戦後策定された国境を認めるべきであること、西独の核武装を阻止することなどの点で合意する。だが、東独承認問題については、ドイツ統一の前提として西側諸国が東独を承認する必要があるとするブレジネフと、それを明確に拒否するドゴールとの間で溝は埋まらなかった。ソ連側はドイツ問題について、「事実から始めるべきである」という主張を行う。フランスもドイツ統一について、「それほど熱心でもないし、急いでもない」という姿勢であったが、この時点で東独を承認することまでは考えていなかった⁽¹²¹⁾。西独への配慮を示したといえるであろう。

また西独の核武装阻止について、ブレジネフから見解を求められたドゴールは以下のように語った。⁽¹²²⁾

「西独は、我々の西独による核への野心に対する懸念をよく理解している。同盟内に核計画に関する協議委員会を設立することを主導した米国や、英国についても西独の核武装を望んでいない。それ故、[西独の核武装の可能性については]差し迫った危険とはなっていない」

さらにブレジネフは会談の中で、米国を除いた東西欧州諸国による安全保障会議を開催することを主張したが、ドゴールは早期の開催に否定的な姿勢を示した⁽¹²³⁾。この構想は、グロムイコ外相が同年春以降、提唱していたものであった。ドゴールは欧州の安全保障を欧州主導で行うことを望んで

(121) Newhouse, *op. cit.*, p.294.

(122) *DDF*, 1966, Tome2, pp.135-136.

(123) *Ibid.*, p.135.

おり、その点についてソ連と一致したが、ドイツの地位が関係するような安全保障会議に米国が全く関与できない状況は現実的ではないと考えていたのである。

仏ソ首脳会談では経済・科学・宇宙協力の分野で協定が締結されたが、当初予想された範囲を越える仏ソ関係の進展はなかった。フランス外交の研究者エドワード・コロズィは、「訪問の政治的成果は、あまり劇的なものではなかった」と述べている⁽¹²⁴⁾。しかし、今回のドゴールの訪ソは、あくまでも彼のデタント政策のスタートに過ぎず、その具現化はドゴールの同盟政策の進展と並行して中長期的に推進されるべきものであった。以下に見ていくようにブレジネフとの一連の会談で、ドゴールは自身の構想への見解を示していた。

六月二日に行われたブレジネフとの最初の会談において、ドゴールは欧州主導でドイツの問題を解決する必要性について語り、ソ連が「東西両ドイツ間の人的交流を容易なものにすること」を求めた。そして、「フランスは欧州という観点から情勢を進展させる」と述べ、「そのためにフランスはNATOの軍事機構から撤退した」と語った⁽¹²⁵⁾。また、六月二九日に行われたブレジネフとの三回目の会談では、ドゴールは、「国際政治の状況が、二つの大国[米国とソ連]のライバル関係に依存するという事は好ましいことではない。欧州諸国は、再び国際政治の舞台に上がる必要がある。私がモスクワを訪れたのはそうした目的のためである」、と自身の望む多極的な秩序について語っている⁽¹²⁶⁾。

訪ソ実現を受け、自身の構想を着実に遂行させていた六六年一〇月二八日、ドゴールは定例の会見において、「今日、東側諸国と我々との間で友

(124) Kolodziej, *op. cit.*, p.360.

(125) *DDF*, 1966, Tome2, p.134.

(126) *Ibid.*, p.169.

好的な協調関係が制度化されつつあることによって、冷戦体制はばかげたものであるという認識が広がっている⁽¹²⁷⁾」と述べ、冷戦体制の終焉が近いことを誇った。このように、ドゴールの訪ソは漸進的に国際秩序を変容させ、「独自の欧州」を実現するための「第一歩」と見ることができたのである。

それでは、米国はフランスのデタント政策についてどのように考えていたのであろうか。ラスク国務長官は、「ドゴールは欧州のデタントをさらに推進したいと考えており、現在の NATO の体制はより好ましい東西関係を進める上で障害になっていると感じている⁽¹²⁸⁾」と述べ、ドゴールのデタント政策を、フランスの統合軍事機構離脱と関連づけて分析していた。

米国政府は、フランスのデタント政策が大西洋同盟の結束を乱すことを警戒していた。だが他方で、米国政府はソ連が外交政策において重視しているのは米国と西独であり、フランスのソ連接近による国際政治上の影響は限定的なものであると考えていた。ポーレン駐仏アメリカ大使は、ドゴールの訪ソについて以下のように述べている。

「ドゴールの外交政策の誤りは、フランスがソ連にとって非常に重要な国であるとの認識に基づいていることである。ソ連はフランスではなく、米国や西独を外交上優先することに何の躊躇もないだろう⁽¹²⁹⁾」

こうした米国政府の認識は、バランス・オブ・パワーの観点から見てフランス単独では、その影響力は限定的なものであることを示したものであった。米国が懸念していたのは、あくまでフランスの行動が大西洋同盟の結束を乱すことであり、特にフランスが西独と密接な関係に基づき、米国

(127) *DM*, Tome5, p.104.

(128) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, p.399.

(129) *Ibid.*, p.405.

の影響下から離れた「独自の欧州」という概念によって外交政策を推進することであった。その意味で、ボーレンの発言はフランスの国際政治における現状の地位を冷徹に述べたものであり、また同時にドゴール外交の限界性を表すものでもあった。

以上、ドゴールの訪ソについて考察してきたが、ドゴールはソ連に対するデタント政策を推進することによって、フランスを基点とした東西関係の改善を試みたのであった。六二年のキューバ危機以降、ドゴールは米ソ冷戦体制における戦略的ポジションが、米国へ優位に推移していると認識していた。そのような文脈から、バランス・オブ・パワーに基づく国際政治秩序観を持つドゴールがソ連との関係改善へと動いたのは、ある意味で当然であったのかも知れない。ドゴールはデタントを進めていく過程で、フランスが単独的な同盟政策によって米国から距離を採り、その他の欧州諸国にも一定の影響を与えることで米国への依存を修正する。そして、米国の欧州での影響力低下を認識したソ連が西側への脅威認識を弱め、東側衛星諸国に対する締め付けを緩める、という状況が生まれることを期待していた。これらは、米ソ両国により統合化された東西両同盟体制の「相互弛緩化」を目指したものであり、その先に二極体制の変革、多極体制に基づく「独自の欧州」の実現を見据えていたのである。ドゴールの訪ソは、こうした国際政治構造の変容へ向けての「第一歩」であったといえるであろう。このようにドゴールの同盟政策は、彼のデタント政策と密接に関連するものであり、相互補完的なアプローチによって「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革が目指されたのであった。

(二) ドゴール外交と同盟政策の帰結

米国はフランスの統合軍事機構離脱を受けて、NATO への影響を最小限に抑えるべく同盟の結束へ向けて積極的な動きを見せる。まず、MLF
90(127) 法と政治 60巻1号 (2009年4月)

の挫折を受けて同盟内で結成されていた核計画作業グループを改編し、核防衛担当委員会（NDAC）、核計画グループ（NPG）として常設の組織にすることを決定する。⁽¹³⁰⁾このような協議機関の改編には、こうした組織を通じて西独の核政策への関与を認め、同盟内での役割を高めさせることで西独の「組み込み」を確実にし、NATOの統合化を確かなものにするという狙いがあった。安全保障における「死活的な兵器」である核兵器に関する協議機関の強化は、フランス以外の加盟国に肯定的に捉えられ、同盟の一体化を促進することとなる。

フランスが公式に離脱を表明した直後の一九六六年三月一八日、フランスを除く一四カ国はNATOの結束を示すため、以下のような共同の宣言文を採択した。

「北大西洋条約およびそれに基づく機構は、双方とも我々の安全保障のために不可欠なものである。NATOは防衛と抑止の機構として、平時に歴史上の如何なる同盟にも見られなかった、統合されかつ相互依存関係にある軍事機構を保持することにより、その有効性を立証してきた。我々はこの機構が必要であり、今後も存続することを確認する。北大西洋条約とその機構は、単に共同防衛のための機構ではない。それらは加盟諸国の自由と安全を守り、国際的な平和と進歩と繁栄を促進するため、可能な時にはいつでも共同で協議し行動するためのものであり、かつ加盟国のこうした⁽¹³¹⁾決意を示すものである」

(130) *Ibid.*, pp.523-524. フランスは柔軟反応戦略に反対であったことから、核計画作業グループに参加していなかった。

(131) クリーヴランド、ハーラン、(鹿島平和研究所訳)『NATO』鹿島研究所出版会、1970、154-155頁。Harrison, *op. cit.*, p.145.

フランスが離脱した後のNATOの体制は、政治的な重要課題については、フランスを含む一五カ国で構成される北大西洋理事会において討議がなされ、軍事的な重要課題については、フランスを除く一四カ国で構成される軍事委員会、防衛計画委員会（DPC）などにおいて討議が行われることになった。⁽¹³²⁾ これまで仏米両国を中心に、「同盟」と「統合軍事機構」の区別が可能であるのかという議論がなされてきたが、離脱後の状況は結果として、「区別が可能である」というフランスの主張を正当化した形となった。先に述べたように、NATOの方針はコンセンサスによって決定される。ドゴールの政策は、軍事委員会などにおける「拒否権」を維持するよりも、米国主導の同盟体制から距離を採ることで政治的な対等性を確保するという外観をより重視したものであった、といえるであろう。

六七年五月、米国はこれまでフランスに阻まれていた柔軟反応戦略を、同盟の軍事戦略として正式に採用することに成功する。柔軟反応戦略は、フランスを除く一四カ国によって採択された。また六七年一二月には、デタント推進に大きな役割を担った「アルメル報告」を採択する。同報告は、ベルギーの外相アルメルにより同盟国に提案されたもので、採択の過程において米国から強い支持を受けていた。その主たる内容は、同盟の役割について集団防衛強化と共にデタントを推進するというものであり、二つの政策は「相互補完的」な関係にある、と位置づけられていた。⁽¹³³⁾ こうした方針は、東側との緊張緩和を望む多くの同盟国から賛同を得ることになる。

また「アルメル報告」は、ドゴールが進めてきたデタント政策に対する同盟維持・強化の立場からの回答、という意味合いを持っていた。⁽¹³⁴⁾ 「アル

(132) *FRUS*, 1964-1968, Vol. 13, p. 506. フランスは離脱後も同盟の政治部門である北大西洋理事会には参加していた。他方、軍事的課題に取り組む軍事委員会、防衛計画委員会については参加を取り止めていた。

(133) クリーブランド、前掲書、213-214頁。

メル報告」とドゴールの外交政策は共にデタントを掲げていたが、「アルメル報告」の方針が統合軍事機構を中心とする集団防衛強化を依然として重視している点で、その内実⁽¹³⁵⁾に相違があった。ドゴールの同盟への挑戦を受け、「揺らぎ」を見せた NATO は、デタントの推進という政治的な役割を付与することにより、同盟の任務を拡大させることになる。

このように大西洋同盟は、フランスの離脱後、米国主導により再結束される方向へと進むことになる。こうした状況は、米国にとって大きな利益となった。同盟内での「抵抗勢力」であるフランスと距離を採ることが可能となったことで、米国の望む政策をより実現し易い状況になったからである。核計画グループの常設化、戦略ドクトリンの改訂を行うことに成功したことは、米国主導の同盟体制を強化することに繋がったといえるであろう。アメリカ外交に詳しいヘンリー・ブランドは、「フランスの撤退によって、全ての NATO の問題についても追い払うことができた」として、フランスの離脱が米国の利益に結びついたと率直に語っている⁽¹³⁶⁾。

他方、フランスは統合軍事機構離脱の結果、欧州連合軍最高司令部など、各司令部から要員を撤退させ、連絡将校のみを駐在させることになる。そして上述したように、同盟内で軍事的課題について協議を行う軍事委員会、防衛計画委員会への参加も取り止める⁽¹³⁷⁾。また、フランス国内にあった

(134) Bozo, *Two Strategies for Europe*, p.249.

(135) 米国外交の研究者クリストファー・レーンは、「ドゴールのアプローチと異なり、米国の望むデタント政策は、東西関係を米国の強い管理下におく二極体制に基づくものであり、軍備管理など米ソ二国間の問題に焦点を当てたものであった」と分析している。Layne, Christopher, *The Peace of Illusions : American Grand Strategy from 1940 to the Present*, New York, Cornell University Press, 2006, p.99.

(136) Brands, *op. cit.*, p.105.

(137) 国府田和夫「NATO とフランス」『国際問題』, 1969, 13頁。

NATOの二つの司令部については、欧州連合軍最高司令部はパリ郊外からベルギーのカストーに移設され、中部軍司令部はパリ郊外のフォンテンブローからオランダのブルンサムに移設される。北大西洋理事会（North Atlantic Council=NAC）などのNATO本部は、ブリュッセルに移設されることになった。⁽¹³⁸⁾

六七年一二月、ドゴールの側近であるアイユレ将軍は、雑誌「国防」に「全方位（tous azimuts）戦略」という新たな軍事戦略概念についての論文を発表した。六八年一月、この「全方位戦略」はフランスの外交・安全保障政策として公式に採用される。同戦略は、これまでのように脅威の対象をソ連として固定化するのではなく、国際政治においてはいずれの国が脅威となるか不明確であり、あらゆる侵略の可能性に対応する必要があるという認識に基づいて作成されていた。つまり米国を含む同盟国との関係も、ソ連など東側諸国との関係についても、将来的にはどのように推移するか分からないことを強調したのである。そして、「全方位戦略」を実効的なものにするためには、抑止力としての仏核戦力のさらなる増強が必要である、と主張された。「全方位戦略」は、冷戦の文脈に囚われないフランスの政治・軍事的な中立性をアピールするためのものであり、ここにドゴール外交における自立性は最高潮を迎えることになる。

以上、フランスの統合軍事機構離脱以後の同盟体制について分析してきたが、フランスの離脱は安全保障面において、フランスとNATO双方にどのような影響を与えたのであろうか。前述したように、フランスと

(138) *FRUS*, 1964-1968, Vol.13, p.488. フランスは、北大西洋理事会などのNATO本部については、政治的な組織であるという理由から移設を求めていなかった。しかし米英などを中心に、特に有事において軍事司令部と北大西洋理事会は密接な協議をする必要がある、との意見が優勢となり移設が決定されていた。

NATOの軍事的協力を巡る交渉においては、フランスによる「独自の判断」の維持という方針が重視されていた。だが、有事において「独自の判断」により参戦することは、これまでも北大西洋条約において加盟国に認められていた権利であった。また交渉の結果、駐独フランス軍は有事の際、フランスによる介入の判断を経た後ではあるが、NATOの「オペレーショナル・コントロール」に属することが決定される。これらはフランスの離脱後も引き続き、NATOとフランスは協調関係にあることを示すものであった。つまり安全保障面で、フランスの離脱が同盟体制に深刻な軍事的影響を与えることはなかったのである。

フランスの安全保障環境についてはどうであろうか。コールは、「フランスはその地政学的な位置により、引き続き西独に駐留するNATO軍の保護を受けることができ、また同様に米国の『核の傘』の提供を受けることが可能となっている」と指摘している⁽¹³⁹⁾。先に取り上げたベーター米国大統領補佐官の発言のように、「西独を守れば、フランスを守ることは避けられない」のであった。フランスは六〇年に核実験を成功させて以来、核戦力の整備を続けてきたが、米ソ両国の核戦力と比較してその規模は脆弱であり、抑止力としての信頼性は必ずしも十分なものではなかった。フランスの社会学者レイモン・アロンなどのように、フランスの核戦力は独立した抑止力としてではなく、米国の核戦力を補完するものとして意義を見出すものも多かったのである。その意味で米国の「核の傘」がフランスに対しても実質的に存在し続けたことは、ドゴールがその信頼性を激しく批判したにもかかわらず、依然として有益なものであったと見ることができよう。このようにフランスおよびNATO双方にとって、フランスの離脱による安全保障面での影響は限定的であったのである。

(139) Kohl, *op. cit.*, p.258.

次に、ドゴールの同盟政策と「NATO改革」との関係について考察していく。そして、こうした考察から、フランスの統合軍事機構離脱という単独的な行動に結びついた仏米両国における対立の背景について論じていきたい。

これまで述べてきたように五八年の仏米英「三頭体制」以降、ドゴールが具体的な「NATO改革」の提案を同盟国に提示することはなかった。だが、「三頭体制」の提案以降も、米国とフランスを中心とする欧州が対等な関係になるべきであることは、ドゴールが一貫して追求してきた目的であった。それ故、仮に具体的な「NATO改革」の提案をした場合、同盟内での政策決定における、対等な発言権を求めるフランスの姿勢に変化はなかったであろう。その際には「三頭体制」提案時のように核政策における何らかの協調や、NATOの防衛範囲を越える地域に対する戦略協議ということで、当時重要な国際政治的課題であったベトナム戦争に対応するための協議・決定機関創設などが要求されていたかも知れない。また、「ソ連の脅威」の低下という認識も六〇年代を通じ、各国に広まっていた。そのため、米国主導の統合化された同盟体制に対する「弛緩化」政策が、より反映された提案になったであろうことが想像できる。このようにドゴールの「NATO改革」とは、仏米、および米欧関係における対等性の実現を目指したものであり、現状において同盟を維持しつつも、その中で米国に対する「均衡」を図ることを「狙い」とするものであった。

しかし、仮にフランスがこのような提案を行ったとしても当時の状況から見て、米国や同盟諸国が受け入れる可能性は低かった。五八年から六二年にかけての仏米両国における核協調の手詰まりは、同盟国と対等な関係を望まない米国の「支配的志向」を明確なものとした。またフランス以外のNATO諸国は、米国主導の統合化された同盟体制および、そのような防衛体制に基づく対ソ関係に大枠で賛同していた。このように、フランス

と NATO 諸国の間には「NATO 改革」、米国主導の同盟体制、さらにはそれを規定する同盟観に対する「認識ギャップ」が存在していたのである。こうした「認識ギャップ」が、「はじめに」で見たように、フランス政府の他の同盟諸国が「現状維持的志向」であり、「NATO 改革」に賛同が得られなかった、という発言に結びついたのであり、また「三頭体制」の提案以降、ドゴールが具体的な「NATO 改革」の提案を行うことを避けた原因となったといえるであろう。

このように、米国の「支配的志向」、そして米国を含む他の同盟諸国の「現状維持的志向」は、ドゴールにとって加盟国との交渉による「NATO 改革」の不可能性を明確に認識させるものであった。六二年以降、米国との交渉の不可能性が認識された後の「NATO 改革」の主張は具体性に欠けたものとなり、対等性を求める統合化への批判という概念のみがクローズ・アップされることになる。米国の影響力が強く反映されている同盟体制において、交渉の不可能性と対等性の実現は両立し得ないものであり、また他の同盟国から改革への協力を得られなかったドゴールの選択は必然的に、米国主導の同盟体制から距離を採るための単独的な行動へと向かうことになった。そして、ドゴールによる「NATO 改革」の主張は、その行動を正当化させるためのレトリックとしての比重を強めていく。

フランスの統合軍事機構離脱はこうした文脈から遂行されたのであった。ドゴールは現状の階層化された、非対等性に基づく同盟体制に対する反対、フランスおよびフランスを中心とする欧州の自立性、米国との対等性の実現など、「NATO 改革」の主張の内容については真に必要なものであると考えていた。それ故、安全保障環境、仏米関係、欧州諸国との関係、自国の国力などフランスを巡る様々な制約、条件を分析した上で、統合軍事機構離脱に象徴される単独的な政策を推進し、限定的ながら「NATO 改革」の目的を実現させたのである。このように、フランスの統合軍事機構離脱

という単独的な行動に結びついた背景には、「NATO改革」、米国主導の統合化という概念を巡る「認識ギャップ」の存在が大きく影響していた。

以上に見てきたように本稿では、フランスのNATO統合軍事機構離脱という事例を中心に、ドゴールの「NATO改革」をキータムと位置づけて考察をしてきた。最後に、こうした考察を踏まえ、ドゴールの同盟政策にはどのような意義があったのか、その目的と成果に焦点を当てつつ結論として検証を行いたい。

これまで検討してきたように、ドゴールの同盟政策には主にフランスの自立性の回復、「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革という目的が掲げられていた。まず、フランスの自立性の回復についてであるが、この点についてフランスは統合軍事機構を離脱することによって、少なからず成果を手にしたといえるであろう。統合軍事機構離脱の結果、米国主導の同盟体制から距離をおくことに成功し、「独自の判断」による参戦という条件を明確なものにした。また、米軍を中心とする外国軍やNATOの司令部を自国領土から撤退させ、ドゴールのいう「外国の権威」が自国に及ぼす影響を低下させる。もちろん先に見てきたように、その自立性はあくまで「相対的」なものであった。しかし、「相対的」ではあったがフランスによる「独自の判断」が入ることを明確なものとすることで、米国との間である種の政治的な対等性を実現したことは、ドゴール外交における成果であったと見ることができよう。フランスの自立性の回復は、ドゴールの同盟政策において第一義的に達成されるべきものであり、最も重視された目的であった。

次に、「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革についてであるが、この目的についての成果は限定的であったといえる。「独自の欧州」の実現とは、米ソに過剰に依存した欧州の自立を目指すものであり、多極化を志向する点から、「ヤルタ体制」の変革と不可分なものであった。欧州の

盟主を自認するフランスではあったが、単独で米ソ両大国に対抗できるとは考えていなかった。そのため、フランスを中心とした欧州が一極となり、独自性を発揮するためには西独の協力を得ることが不可欠であった。しかし、六〇年代前半から中盤にかけて活発に議論された「核共有」問題において、西独はフランスの「欧州核政策」ではなく、米国のMLF構想を選択する。西独政府は現状において、フランスの唱える「独自の欧州」、「大西洋からウラルまでの欧州」という秩序概念ではなく、米国の主導する「大西洋共同体」が自国の外交・安全保障にとって好ましいものであると捉えていた。つまり西独は相対的な側面を含みつつも、フランスではなく米国に対してより強く依存することを選択したのである。

「三頭体制」提案の際に見られたように、ドゴールは欧州の利益を代表するのはフランスであると考えていた。だが、こうしたドゴールの支配的な概念は、他の欧州諸国に受け入れられることはなく、フランスの孤立化、「独自の欧州」実現の挫折という帰結に少なからず影響を与えた。その結果、フランスは仏独協調ではなく、単独でソ連や東欧諸国とのデタントを推進することを余儀なくされたのである。

またフランスの統合軍事機構離脱によって、核計画グループの常設化、柔軟反応戦略への改訂や「アルメル報告」におけるデタント政策の採用など、米国主導の同盟体制は強化された側面もある。仏領土内から撤退することになった米軍基地は、一部を除いてフランス以外の欧州諸国に移設された。このように、米軍の欧州における政治・軍事的プレゼンスに大きな変化はなかったのである。こうした仏独関係の停滞、欧州の米国に対する依存の継続という状況はドゴール外交の限界性を示すものであり、フランスと他の NATO 諸国との同盟観を巡る「認識ギャップ」の存在を如実に表すものであった。フランス以外の欧州諸国にとって、欧州の国際政治秩序を安定的に維持する上で現状規模の米国のプレゼンス、またそれを保証

する統合化された同盟体制は、依然として不可欠であると捉えられていたのである。先に見てきたように、西独など欧州諸国の協力が無い限り、フランス単独での国際政治的な影響力は限定的であった。第二次大戦後、欧州は米ソ対立の狭間におかれ、フランスのみならず、一国で十分な国際政治的な影響力を発揮することは困難な状況になっており、欧州が国際政治における「独立した主体」となるためには、経済だけではなく政治的、軍事的に密接な協調を採ることが必須であったのである。このことは、今日にも繋がる重要な課題といえるであろう。

だが他方で、フランスの離脱を基点とする同盟体制の「相互弛緩化」については、限定的ながら東側諸国に影響を与えたと見ることもできる。例えば、ルーマニアは六〇年代後半以降、フランスなど西側諸国との関係を改善しつつ、ソ連から徐々に距離を採るようになっていた⁽¹⁴⁰⁾。そして、その後もソ連のワルシャワ条約機構強化への動きに対して明確に反対し、独自路線を強めていく⁽¹⁴¹⁾。また、アルバニアは中ソ対立が主因であったが、六八年九月にワルシャワ条約機構から脱退する。もちろん、これらの状況は様々な要因から生まれたものであるが、「独自の欧州」、「ヤルタ体制」の変革へのプロセスである東西同盟体制の「相互弛緩化」は、限定的ではありながら顕在的あるいは潜在的に確実に進捗していたのである。仏ソ関係につ

(140) ドゴールは六八年五月、ルーマニアを訪問し、チャウセスク国家評議会議長と会談する。そして経済・科学技術面での協力を促進することに合意した。また、ドゴールはルーマニア議会で演説を行う。これは、共産主義国の立法府における西側国家元首による初めての演説であった。

(141) 六八年のソ連と東欧五カ国によるチェコ侵攻の際、ルーマニアはユーゴスラビアなどと共にソ連と、ソ連の唱える「制限主権論（プレジネフ・ドクトリン）」を強く批判していた。「制限主権論」とは、社会主義共同体全体の利益を守るためには各国の主権を制限することもやむを得ない、とするものであった。

いても訪ソを実現するなど、デタントを促進することに成功していた。

こうした動きは、六八年八月のソ連の主導するワルシャワ条約機構軍のチェコ侵攻を受けて一時停滞するかに見えたが、デタントへの大きな流れは変わることはなかった。ドゴールが目指した「独自の欧州」という概念は、「大西洋からウラルまでの欧州」という言説に表されているように、西欧だけではなく東欧諸国、ソ連との協調関係を重視していた。その文脈から、後の「独自の欧州」実現へのプロセスを提示かつ形成に貢献したという点からも、一定の成果があったと見ることができるのではないだろうか。ドゴールの同盟政策が目指す「独自の欧州」は国際政治構造レベルに関するものであり、漸進的に具現化されるものであった。つまり、中長期的にのみ実現することが可能であったのである。また、「相互弛緩化」政策に代表されるドゴール独自の外交構想は、米国を牽制すると共にフランスの自立性を強化することに寄与し、国際政治的な影響力を高めたといえる⁽¹⁴²⁾であろう。

フランスの自立性の回復、「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革という目的は、ドゴールの同盟政策にとっていずれも重要なものであったが、同列に捉えられていた訳ではなく、前述したように最も重視されていたのはフランスの自立性の回復であった。ドゴールの同盟政策はまず前提として、フランスの自立性の回復があり、その延長線上に「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革という目的が位置づけられていた。その意味で、ドゴールは同盟政策における初期段階の目的については多くを達成

(142) 先述したように、米国による統合化への試みは「政治的多極化」という状況において緩み始めた NATO の結束を再構築する、という目的に基づいていた。米国は、欧州が多極化の流れに乗って「独立した主体」となり、米国の影響下から離れていくことを懸念していたからである。その為、ドゴールの「独自の欧州」という概念に基づく外交構想は、米国を牽制するという側面があったといえる。

したといえるであろう。そして次の段階において、フランスと同様に東西両欧州諸国も、米ソ主導の同盟体制に対する過剰な依存を修正することが求められたのである。

川嶋は、ドゴールの外交政策について、彼のデタント政策については一定の役割があったと評価しつつも、ドゴールの自主外交は米ソ二極からの「自主独立」、米欧関係の秩序再編が実現できなかった点からみて、その限界性を表すものであり、フランスによる統合軍事機構離脱については、選択肢を失った外交の「硬直化」という文脈で論じている⁽¹⁴³⁾。筆者も、国際政治構造レベルの変容を実現できなかったという点で、ドゴール外交における限界性の存在については同意する。だが他方で、そうした限界性を認めつつも、フランスの自立性に寄与した離脱自体の意義に焦点を当てる必要があるだろう。

ドゴールの「NATO改革」、そのコンセプトに基づくフランスの統合軍事機構離脱は、本稿で考察してきたように、米国主導により階層化された、非対等性に基づく同盟体制の修正を求めたものであった。こうした動きは、同盟内における米国に対する「均衡」を目指したものであり、現状の冷戦構造、同盟関係を相対化する認識、構想に基づくものであった。その意味で、「修正主義的」(ボゾ)な側面が強い企てといえる訳であるが⁽¹⁴⁴⁾、実際に試みられた政策はセルニーが述べているように「抑制された」ものであった。即ちドゴール外交とは、フランスを巡る様々な制約、限界性の存在を認識した上で、その枠内で自立性の回復など掲げられた目的を最大限に実現しようとする「抑制された試み」、と位置づけることができるのである。同盟は維持しつつも、統合軍事機構から離脱することによってフランスの自立性を高める、というドゴールの同盟政策はそうした「試み」を象徴す

(143) 川嶋，前掲書，153-156頁。

(144) Bozo, *Two Strategies for Europe*, Introduction, p.16.

るものであった。

また米ソ二極体制からの「自主独立」、米欧関係の秩序再編についても、冷戦体制という当時の国際政治構造から見て、より中長期的な視座に基づいた評価を行うことが妥当であろう。国際政治学者の武者小路公秀はドゴールの国際政治認識について、「空間的には極めてグローバルな形で、しかも時間的には極めて長期的なものである」と述べている⁽¹⁴⁵⁾。即ちフランスの自立性の回復はいわば短期的な目的であり、「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の変革については国際政治構造レベルの問題であるという性質からも、漸進的かつ長期的スパンによる実現が想定されていたのである。

さらに「相互弛緩化」政策を通じた「独自の欧州」、「ヤルタ体制」の変革を目的とするドゴールの外交構想は、実現することが望ましいが実現しなくても、現状において米国を牽制すると共にフランスの自立性を一定のレベルで強化するという意を含んでいた。つまり、米国の外交政策に対するオルタナティブとして将来的な自立の可能性を「掲げること自体」が、自立性の重要な構成要素となり得たのである。その意味でドゴールによる独自の構想は、「NATO改革」の主張と同様にある種レトリックとしての側面を有していたといえるのであり、こうした一連の言説における含意に焦点を当てずして、ドゴール外交の内実を理解することはできないのである。

このようにドゴールの外交政策は、言説を含むあらゆる手段を使って自立性、国際政治的な影響力を高め、米国、ソ連など大国と対等な関係を実現することを目指したものであった。そして、そのことはドゴールが求めていたフランスの「偉大さ」という概念を高めることに結びついていく。この「偉大さ」への試みは、時代を越えて、今日のフランス外交へも「遺

(145) 武者小路公秀『ケネディからドゴールへ：国際政治のビジョンと戦略』弘文堂、1964、73頁。

産」として受け継がれているのである。

お わ り に

これまで検証してきた結果、ドゴールの同盟政策は、米国主導の統合化された同盟体制に対するアンチテーゼという概念を基点に、フランスの自立性の回復という国家レベル、「独自の欧州」の実現、「ヤルタ体制」の改革という国際政治構造レベルの目的を念頭においたものであった、というその内実がより明確になった。同時期に試みられたフランスの NATO 統合軍事機構離脱、ドゴールの訪ソは個々の独立した目的のみならず、ドゴールの体系的な外交構想において相互補完的に関連しながら遂行されていたのである。

ドゴールの外交構想は、米国の「支配的志向」と、米国を含む他の同盟諸国の「現状維持的志向」によって「NATO 改革」を阻まれ、その目的を十分に達成することはできなかった。だが他方で、最大の目的であったフランスの自立性の回復については、「相対的」な側面を含みつつも一定の範囲で実現することに成功する。また、「相互弛緩化」政策に代表される独自の構想は、米国を牽制すると共に自主外交の指針および自立性の構成要素となり、国際政治的な影響力を高めることに寄与した。こうしたドゴールの自主外交は、一九六六年の統合軍事機構離脱を経て、六七年に「全方位戦略」を掲げることでその頂点を迎える。しかし、その後起こった六八年の二つの歴史的イベントによりドゴールの構想は後退を余儀なくされた。二つの歴史的イベントとは、学生・労働者を中心に行われた反体制運動、いわゆる「五月革命」と、先述したソ連の主導するワルシャワ条約機構軍による、チェコスロバキア侵攻である。

「五月革命」は、大学の体制変革を目指す学生運動から始まり、その後この動きは労働者に波及する。労働者による大規模なストライキ、交通機

関の麻痺などによる混乱は「革命前夜」を想起させた。そのため、フランス政府は財源配分の重点をこれまでのように核戦力整備など軍事分野ではなく、社会福祉分野におくことを迫られる。「五月革命」における騒乱は、ドゴールの「カリスマ」が往年の威光を発していないことを示すことになり、その権力基盤に大きなダメージを与えた。

また八月のソ連と東欧五カ国によるチェコ侵攻は、ソ連が東側衛星国に対する「支配的志向」を緩める意志のないことを明確なものとし、ドゴールの「弛緩化」政策に手詰まり感を与えた⁽¹⁴⁶⁾。この時期、ソ連は地中海での活動を活発化させており、西側諸国の懸念は高まっていた⁽¹⁴⁷⁾。そのため、フランスはNATOとの関係を一部修復させる。こうした一連の動きは、ドゴールの目指す「ヤルタ体制」の変革が未だ現実的なものではないことを示していた。もちろん、ソ連のチェコ侵攻はあくまで自身の勢力圏への介入であり、ソ連の「現状維持的志向」の「暴力的な現れ」、といえるものであった。そのため、米国のジョンソン大統領はソ連の侵攻を事実上黙認する。西側諸国の間では、一時的にソ連に対する不信感が高まったが、ソ連への脅威認識自体を本質的に変えることにはならなかった。しかし、フランスを含む西側諸国はチェコ侵攻によって、ソ連の意図を再評価することを少なからず迫られたのである⁽¹⁴⁸⁾。このようにドゴールの外交構想は、米国の「支配的志向」、米国を含む他の同盟諸国の「現状維持的志向」のみならず、ソ連の「支配的志向」、 「現状維持的志向」にも妨げられたといえ

(146) しかし、ドゴールはソ連のチェコ侵攻後も、フランスによるデタント政策を維持することを決定した。

(147) Pierre, Andrew J., “Visions conflictuelles La défense, les armes nucléaires et le contrôle des armements dans les relations franco-américaines à l’époque de De Gaulle”, in Institut Charles de Gaulle, *De Gaulle en son siècle* Tome 4, p.318.

(148) *Ibid.*, p.318.

るであろう。

六九年四月、ドゴールは地方制度改革と上院改革を目指す憲法改正を問う国民投票で敗北し、政権をポンビドゥーに譲りわたす。だが、彼の推進したデタント政策は、その後の欧州国際政治秩序の変容に影響を与え、東西欧州の信頼醸成に寄与した欧州安全保障協力会議（CSCE）設立（七五年）などに一定の貢献をしたと考えられる。

以上、本稿ではフランスのNATO統合軍事機構離脱について詳細な考察を行った。このNATO統合軍事機構を巡っては、二〇〇七年五月のサルコジ政権発足以来、復帰の方針について明言されていたが、〇九年四月、NATO首脳会議においてフランスの統合軍事機構復帰が正式に決定された。これは冷戦後のNATO軍事委員会、国防相会議への参加や旧ユーゴスラビア紛争やアフガニスタン紛争への参画など、漸進的な復帰の流れを受けてのものであった。米国など加盟国は揃ってフランスの復帰を歓迎した。

フランスが統合軍事機構復帰を決定した背景には以下のような理由があった。第一に、同盟の政策決定過程に積極的に関与することでその貢献に相応しい影響力を確保する、という要請である。冷戦後、フランスは地域紛争などNATOのオペレーションに多くの兵力を派遣し、多額の財政的拠出を行っていた。しかし統合軍事機構から離脱していたため、同盟の政策決定過程に対して十分に関与することができなかった。そのため、フランス政府はNATO司令部への復帰の必要性を認識し、離脱という方針を転換することで政策立案、指揮に関する影響力の確保を狙ったのである。

第二に、欧州安全保障防衛政策（ESDP）⁽¹⁴⁹⁾と、NATOへの関与が相互補完

(149) ESDPとは、欧州連合（EU）による共通安全保障防衛政策のことであり、九八年のサンマロでの仏英首脳会談が起点として位置づけられている。その内容は、米国が関与しない紛争においても欧州諸国が自らの能力

的なものとして位置づけられたことである。これまでフランス政府は、ESDP について NATO の役割を代替し得るものであると捉え、その強化・推進を支持していた。しかし、欧州諸国の多くは将来的な不確実性から依然として、大西洋同盟を通じた米国のコミットメントを重視しており、フランスの掲げる欧州独自の防衛政策に一定の理解を示しながらも、米国との対抗として ESDP が位置づけられることを懸念⁽¹⁵⁰⁾していた。こうした周辺国の認識も踏まえ、フランス政府は ESDP を優先しつつも NATO との関係を対立的なものではなく相互補完的なものと捉える。これは、内側からの改革を通じて同盟運営における欧州の立場を強めるという方針であり、いわば「NATO の欧州化」に乗り出そうとするものであった。NATO におけるフランスを中心とする欧州諸国の積極的な貢献が、ESDP 強化にも資すると考えたのである。

上記のような情勢認識に基づき、サルコジは米国との復帰を巡る交渉の際、条件として NATO の指揮統制におけるフランスの発言権の確保と、ESDP 強化への賛同を得ることを掲げた。その結果、フランスは連合軍変革司令部（ノーフォーク）と、リスボン統合司令部の司令官ポストを確保し、また米国から ESDP 強化に対する支持を得ることに成功する。これまで NATO が相対化されることで自国の欧州における影響力が低下することを懸念していた米国は、フランスが主張する欧州独自の防衛政策に対して消極的であった。だが、イスラム原理主義勢力タリバンの勢力拡大を受け、治安が急激に悪化しているアフガニスタンなど諸問題においてフランスの協力を得たい米国の思惑が、こうした方針の転換に繋がったとも見られている。ただ支持をしたとはいえ、米国は依然として欧州独自の動きに対して警戒感を持っており、ESDP に対する賛同についても個別具体的

と責任で対応していく、というものであった。

(150) *Le Figaro*, Juin 17, 2008.

な点については曖昧なものとなっている。

復帰に伴い、防衛計画委員会への参加が決定されたが、核計画グループへの参画については見送られ、フランスの独自核政策は堅持されることが表明された。独自核戦力は本稿でも考察したように、米国へ依存しないフランスの自立性を高める上で不可欠ともいえる役割を果たし、ドゴール以後の政権においても独自外交の象徴として受け継がれていた。

統合軍事機構の復帰を巡ってフランス国内では、野党の社会党のみならず、与党の右派勢力である国民運動連合（UMP）内の「ドゴール主義（ゴーリズム）」派などからも反対意見が出されていた。⁽¹⁵¹⁾ ドビルパン前首相は、フランスの統合軍事機構復帰は「誤り」であると述べ、「フランスが他国からの屈辱的な条件をのむことに結びつく」としてサルコジの政策を批判した。⁽¹⁵²⁾ これは米国主導のNATOに組み込まれることで、フランスの自立性が損なわれることを憂慮したものであった。また「ドゴール主義」派の代表格であるジュペ元首相など復帰反対派は、サルコジの試みはこれまでの独自外交を「米国追随」に転換するものであるとして痛烈に批判した。

上記のような復帰反対派に対してサルコジは、三月の国立士官学校における演説で、軍隊の派兵など防衛政策はこれまでと同様「フランス政府の判断に基づくものである」と述べ、さらに「独自核政策を堅持すること」を強調することで、統合軍事機構復帰によって「国家の自立性が制限される」という主張を一蹴した。⁽¹⁵³⁾

(151) NATO 首脳会議における復帰を目前に控えた三月、仏国民議会においてフィヨン内閣の信任投票という形で復帰への是非を巡る投票が行われ、賛成三二九、反対二三八で可決され、正式に承認される。だがその際には、与党UMPから一〇名の議員が造反した（反対一名、棄権九名）。

(152) *Le Figaro*, Février 23, 2009.

(153) *Le Figaro*, Mars 11, 2009.

それでは一九六六年の離脱以来、四三年ぶりに統合軍事機構に復帰を果たしたサルコジの外交政策は、「ドゴール主義」の転換と位置づけられるのか、それとも継続と理解されるのであろうか。国際政治学者スタンレー・ホフマンは、ポスト・ドゴールにおける「ドゴール主義」派について、フランスの「偉大さ」を実現するためにドゴールが遂行した外交政策に忠実であるべきとする「保守強硬派のゴーリスト (Die-hard Gaullists)」と、「偉大さ」を実現するために実行される個別の政策は状況に応じてより柔軟であるべきとする「現実対応派のゴーリスト (Pragmatic Gaullists)」に分類した。そしてドゴール外交について、「戦略上の一貫性と戦術的な柔軟性が同居しているため、両派がそれぞれ[ドゴール主義の継承者であると]主張できる」と分析している。⁽¹⁵⁴⁾

確かにサルコジの政策は、統合軍事機構への復帰に見られるように、米国との協調を重視することでいわゆる「大西洋主義」的な傾向が一面として認められ、その結果、「保守強硬派のゴーリスト」からは「ドゴール主義」の転換、⁽¹⁵⁵⁾という批判が浴びせられている。だが他方で、上記のようなホフマンの考察に基づき、独自核政策に見られるフランスの「偉大さ」を求め続けるなどの側面に着目するならば「現実対応派のゴーリスト」として「ドゴール主義」を受け継いでいると理解することもできるであろう。興味深いことに、フィヨン首相も統合軍事機構への復帰を争点にした信任投票における演説の際、ドゴールの「フランスに関するある観念 (certaine idée de la France)」という有名なフレーズを引用しつつ、「一九六六年の[離脱という]決定から四〇年あまり経過した今日、我々はドゴール將軍の遺産についてなお想起する」と述べて、この度の政策が「ドゴール主義」

(154) Hofmann, Stanley, *Decline or Renewal? France since the 1930s*, New York, Viking Press, 1974, p. 321.

(155) *Le Figaro*, Février 19, 2009.

に反するものではないことを強調した。⁽¹⁵⁶⁾

このように、フランス外交の考察において「ドゴール主義」は今日なお重要な「引証基準」であるとも言える。従って、今後は改めて、より広いフランス外交史の文脈の中で「ドゴール主義」を再検証する作業を課題として設定していきたい。

(156) *L'Express*, Mars18, 2009.

French withdrawal from the NATO integrated military organization and alliance policy of de Gaulle

論

Kentaro YAMAMOTO

説

Introduction

1. Alliance policy of de Gaulle

- (1) Tripartite Proposals
- (2) A partial withdrawal before 1966
- (3) An antithesis to integration

2. The withdrawal from the NATO integrated military organization

- (1) United States reactions to the French movement
- (2) The withdrawal from the integrated military organization
- (3) The problem with the FFA

3. Foreign policy of de Gaulle and seeking multipolar world

- (1) The voyage to Moscow
- (2) Foreign policy of de Gaulle: The Consequence of the alliance policy

Conclusion